

**第3期大刀洗町
子ども・子育て支援事業計画
(案)**

**令和7年3月
大刀洗町**

目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 大刀洗町の子どもを取り巻く現状	
1. 人口の状況	5
2. 就業の状況	10
3. 主な教育・保育施設等の状況	12
4. アンケート調査からみた子育て家庭と教育・保育現場の状況	15
第3章 計画の基本的な視点と理念	
1. 計画の基本的な視点	25
2. 基本理念	27
第4章 事業計画	
1. 教育・保育提供区域の設定	28
2. 事業の概要	29
3. 幼児教育・保育の無償化	30
4. 教育・保育の見込み量と確保策	32
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策	35
6. 教育・保育の一体的提供及び確保の内容	46
第5章 その他の子ども・子育て支援施策	
1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	48
2. 児童虐待防止対策の充実	49
3. ひとり親家庭への支援	50
4. 障がい児などの支援	51
5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組み	52
6. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取組み	53
7. 地域で子どもを育むまちづくり	55
8. 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進	56
第6章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	57
2. 計画の進行管理	57
<参考資料>	
大刀洗町子ども・子育て会議条例	58
大刀洗町子ども・子育て会議委員名簿	60
大刀洗町子ども・子育て会議策定経過	61

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

国の2022年の出生数は77万759人で、子どもの数はピークの3分の1以下にまで減少しています。合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、2005年には1.26まで落ち込み、その後、2015年には1.45まで回復したものの、2022年には1.26と過去最低となりましたが、大刀洗町においては、近年、総人口及び児童人口は増加傾向にあります。

しかしながら、核家族の増加やライフスタイルの変化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しており、子育てへの不安を抱える保護者の増加、児童虐待の増加、保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国において、平成27年4月に「子ども・子育て支援制度」がスタートし、子ども・子育て支援法第61条及において、市町村は、国が示す基本指針に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

この「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画です。大刀洗町においても、保護者を対象としたアンケートや関係団体へのヒアリングなど、子育て世帯に対するニーズ調査を実施するとともに、大刀洗町子ども・子育て会議における議論を経て、平成27年3月に「大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」(第1期)を、平成31年4月に「大刀洗町子ども・子育て支援事業計画」(第2期)を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援の見込み量と確保方針を定めました。

第3期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画では、令和7年度から令和11年度までの今後5年間の子育て支援サービスの量の見込みと、そのための確保策等を定めます。

なお、策定にあたっては、国の動向や町の実情を踏まえながら、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から子育て期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的とし、また、この目的を達成するために「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に策定します。

【国の動きと大刀洗町の取り組み】

	国の動き	
		大刀洗町の取り組み
平成24年度(2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定 	
平成25年度(2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するアンケートの実施 ・子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策大綱の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体ヒアリングの実施 ■大刀洗町子ども・子育て支援事業計画(第1期)
平成27年度(2015)	子ども・子育て支援新制度スタート	
平成28年度(2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニッポン一億総活躍プランの決定 	
平成29年度(2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の改正 ・子育て安心プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・大刀洗町子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)
平成30年度(2018)		<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するアンケートの実施
平成31年度(2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育事業所アンケートの実施 ■第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画
令和2年(2020)		
令和3年(2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 	
令和4年(2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法成立 ・児童福祉法一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画(中間年見直し)
令和5年(2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁発足 ・「こども大綱」閣議決定 	
令和6年(2024)		<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するアンケート実施 ■第3期大刀洗町子ども・子育て支援事業計画

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

大刀洗町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との整合性

この計画は、「第5次大刀洗町総合計画」に掲げられている「わたしたちが創る誇れるよかまち たちあらい」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、「第5次大刀洗町総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

さらに、他の分野で策定されている計画の中で、子ども・子育て支援に関連性をもったものについては、方針や取り組み等についての整合性を図ります。

3. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を第3期として推進します。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
第1期					見直し 年度	第2期					見直し 年度	第3期		

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

■子育てに関するアンケート

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前から小学生の児童を持つ保護者を対象に、令和6年5月に「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

■教育・保育事業所アンケート

本計画の策定にあたり、教育・保育サービスの提供側の立場から、子育てを取り巻く環境、人材不足の状況などの実態を把握し、課題やその解決策を検討するため、令和6年8月に「保育所・学童保育所に対するアンケート調査」を実施しました。

(2) 大刀洗町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び住民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「大刀洗町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込みや、計画素案等について協議しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の意見を聴取するため令和6年12月9日～12月27日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章 大刀洗町の子どもを取り巻く現状

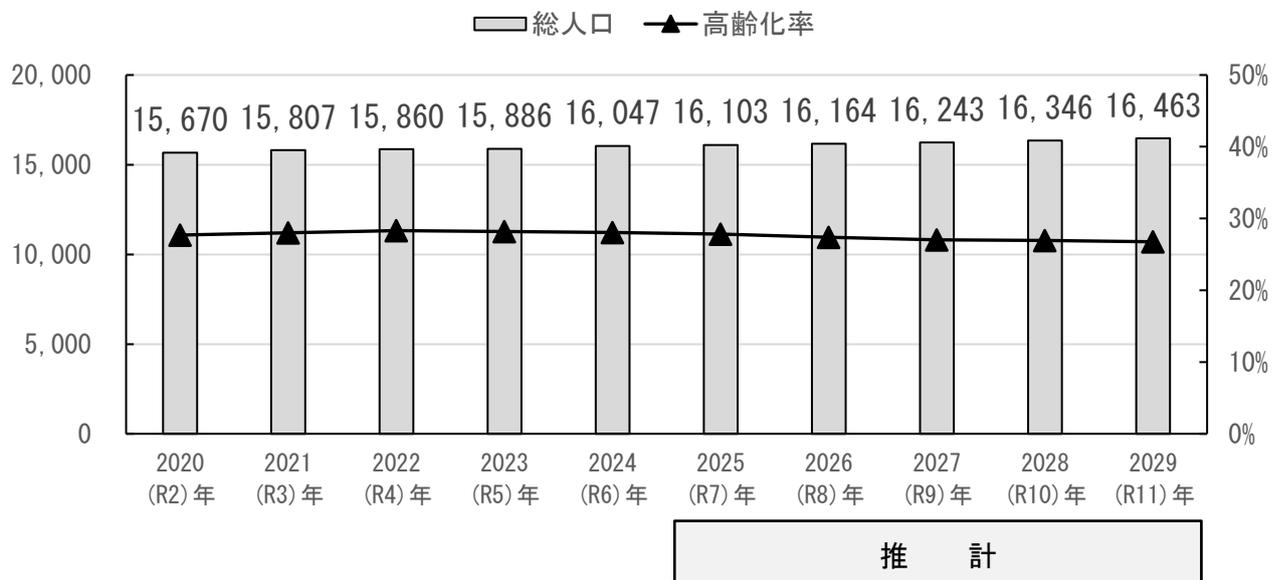
1. 人口の状況

(1) 人口の推移

大刀洗町の総人口は毎年僅かずつ増加しており、概ね 16,000 人前後で推移しており、今後も微増傾向が続くものと予想されます。

年齢を 3 区分別にみると、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）及び老年人口（65 歳以上）はそれぞれ増加傾向にあります。高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は微減しています。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位：人)

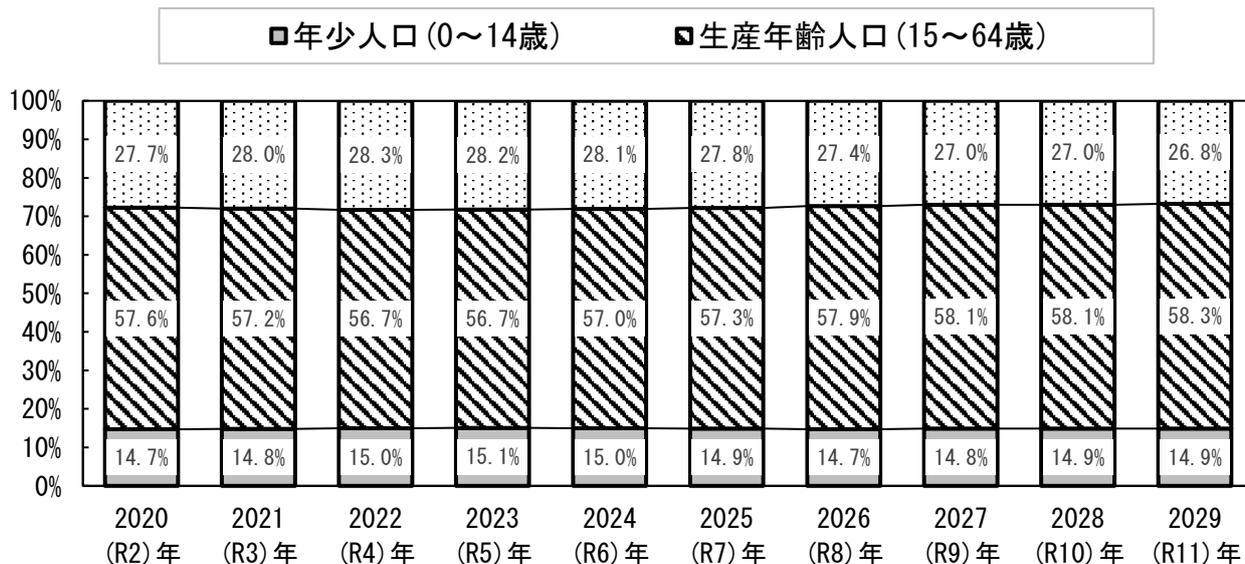
	実績					推計				
	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年	2025 (R7)年	2026 (R8)年	2027 (R9)年	2028 (R10)年	2029 (R11)年
年少人口	2,303	2,333	2,377	2,394	2,404	2,401	2,381	2,411	2,437	2,454
生産年齢	9,025	9,049	8,993	9,012	9,141	9,221	9,360	9,442	9,502	9,604
老年人口	4,342	4,425	4,490	4,480	4,502	4,481	4,423	4,390	4,407	4,405
総人口	15,670	15,807	15,860	15,886	16,047	16,103	16,164	16,243	16,346	16,463
高齢化率	27.7%	28.0%	28.3%	28.2%	28.1%	27.8%	27.4%	27.0%	27.0%	26.8%

計画期間(2025～2029)

資料 2020～2024年：住民基本台帳*（4月1日時点）、2025～2029年：コーホート変化率法*による推計値

*「住民基本台帳」とは、住民票を世帯ごとに編成した公的な名簿（外国人含む）。毎月ないし年数回の時点における人口データとなるため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい4月1日時点の実績から推計を行うことができる。
*「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。国で実施する推計人口をはじめ、比較的近い将来の人口予測であり、特殊な人口変動がない場合によく用いられる。

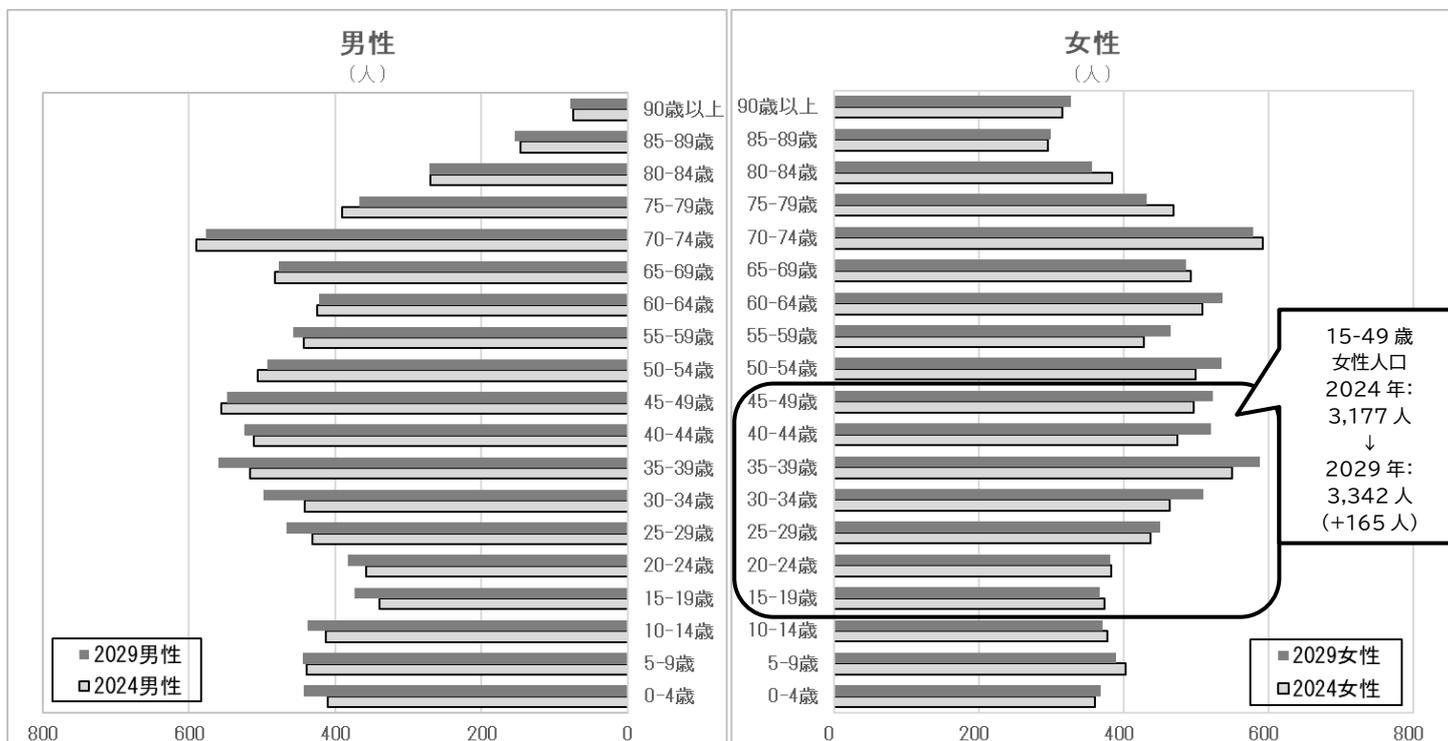
【年齢3区分別人口の推移(実績と将来推計)】



資料 2020~2024年：住民基本台帳（4月1日時点）、2025~2029年：コーホート変化率法による推計値

2024年（実績）と2029年（推計値）の性別・5歳階級別の人口による人口ピラミッドをみると、合計特殊出生率*の算定対象である15~49歳の女性人口は2024年~2029年の6年間に165人増加するものと予測されますが、15歳~24歳の女性は減少しています。

【人口ピラミッド（2024年と2029年の比較）】



資料 2024年：住民基本台帳（4月1日時点）、2029年：コーホート変化率法による推計値

* 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

(2) 出生の状況

大刀洗町の合計特殊出生率は、平成 25～29 年で 1.88、平成 30～令和 4 年で 1.83 と高くなっており、全国・福岡県と比較しても高い水準となっていますが、人口を維持するために必要な水準*の 2.07 を下回っている状況です。

母親の年齢階級別に年間の出生数の状況を見ると、年によって増減はあるものの年間 150 人前後で推移しています。

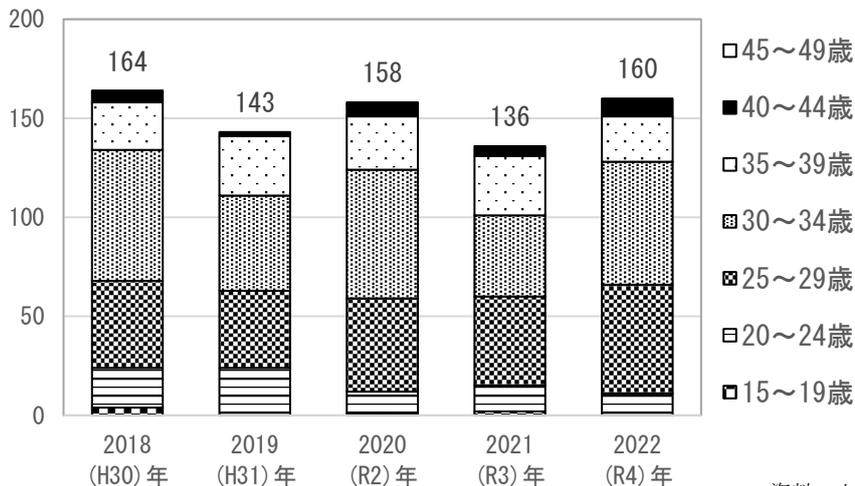
出生率（人口千人あたりの出生数）をみると、国・福岡県よりも高い水準で推移しており、国・福岡県が減少傾向のなか、大刀洗町では増加傾向が続いています。

【合計特殊出生率】

	全国	福岡県	大刀洗町
平成 25～29 年	1.43	1.50	1.88
平成 30～令和 4 年	1.33	1.40	1.83

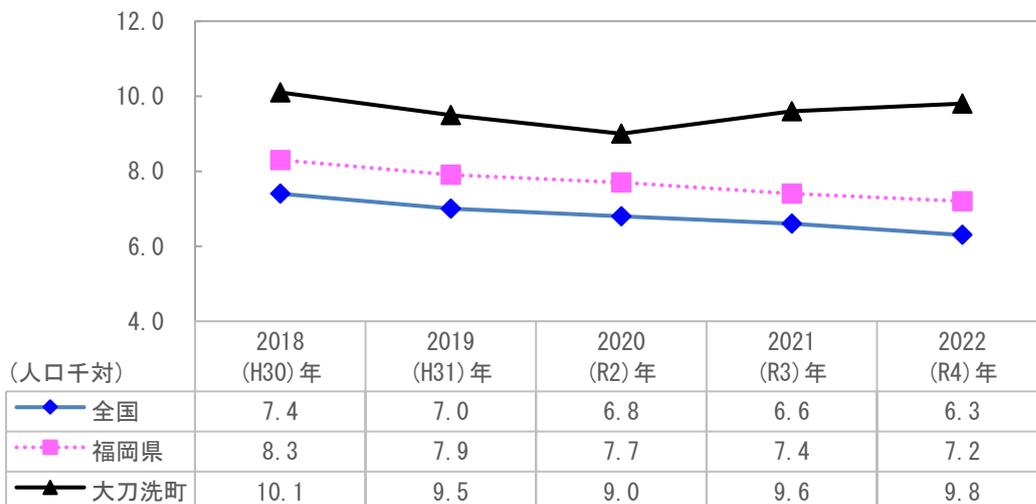
資料 人口動態統計保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別 出生数の推移】



資料 人口動態統計

【出生率（人口千対）の推移】



資料 国・県（人口動態統計）、大刀洗町（人口動態統計及び住民基本台帳から算出）

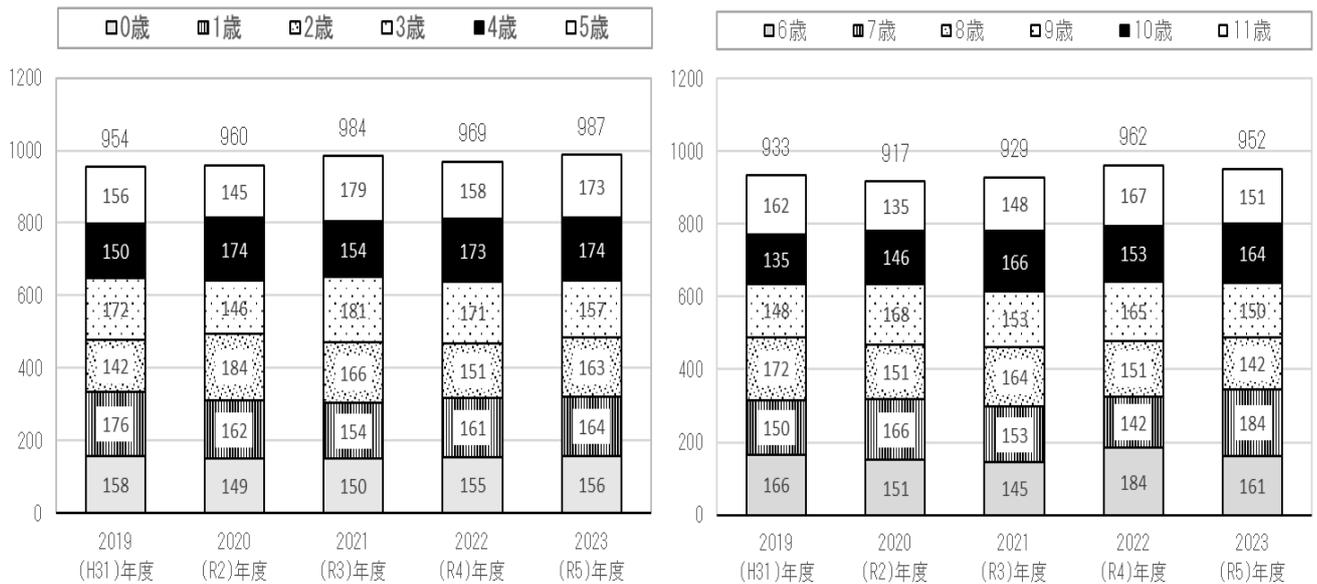
*「人口を維持するために必要な水準」とは、人口置き換え水準を指し、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するが、令和 5 年の値は 2.07（国立社会保障・人口問題研究所）。

(3) 児童人口の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の年齢別人口の推移をみると、就学前児童（0～5歳）については2019年の954人から2023年には987人と増加、小学生児童（6～11歳）についても2019年の933人から2023年の952人と児童人口は増加傾向にあります。

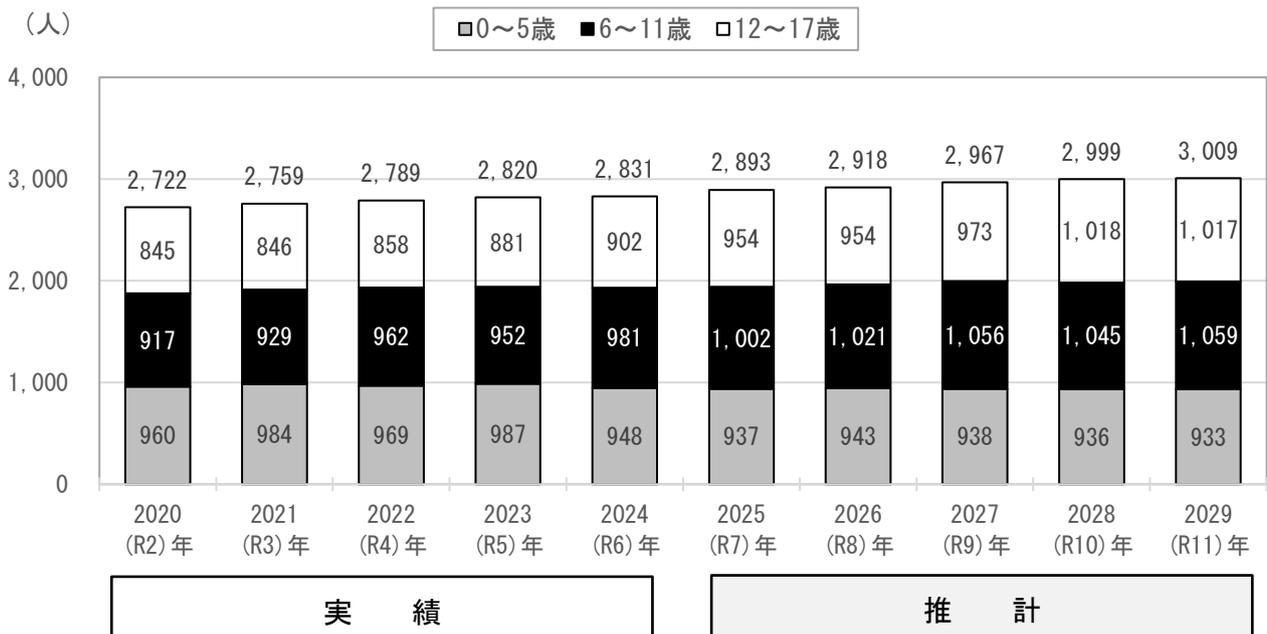
人口の増加は今後も続くと予想され、12～17歳を含めた児童人口は2024年の2,831人から計画の最終年度である2029年までには3,009人まで増加する見込みです。

【児童人口（小学生以下）の推移】



資料 2019～2023年：住民基本台帳（4月1日時点）

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



資料 2020～2024年：住民基本台帳（4月1日時点）、2025～2029年：コーホート変化率法による推計値

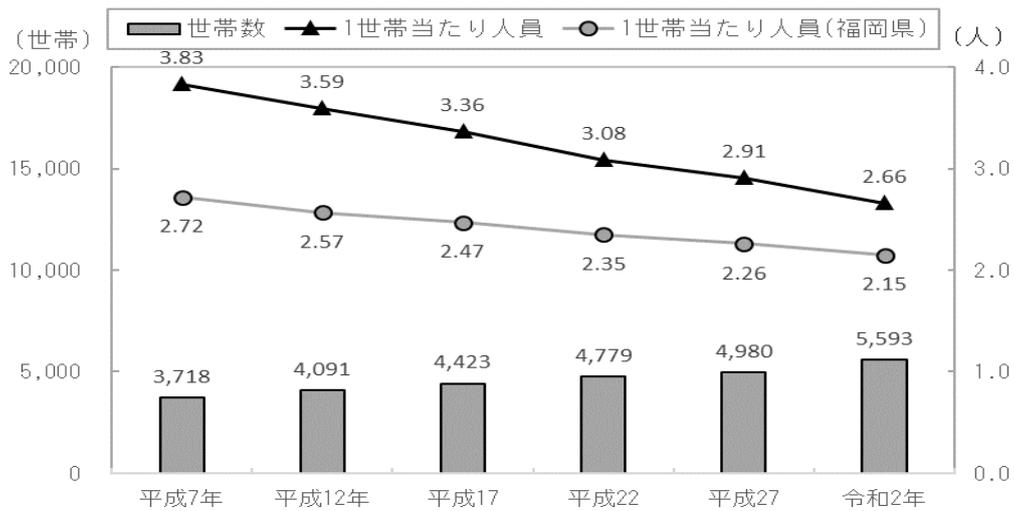
(4) 世帯の動向

大刀洗町の世帯数は増加傾向にあり、令和2年で5,593世帯となっています。

1世帯当たり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成7年の3.83人から令和2年の2.66人と減少しています。福岡県と比較すると1世帯あたり人員は多くなっていますが、その差は縮小傾向にあります。

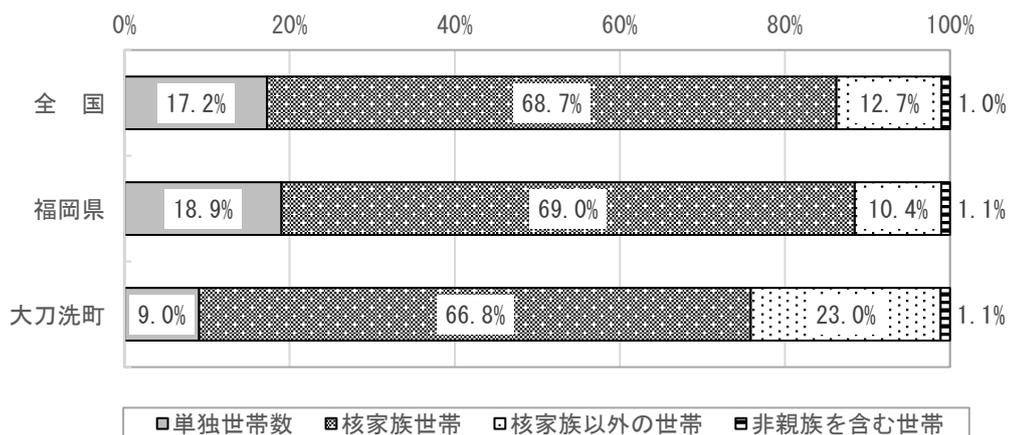
世帯構成（令和2年）をみると、核家族世帯が最も多く約7割を占め、単身世帯と核家族以外の世帯がともに2割となっています。全国・福岡県と比較すると、大刀洗町においては単身世帯よりも核家族以外の世帯（同居世帯など）の占める割合が高いことが分かります。

【世帯数・世帯人員の推移】



資料 平成7～令和2年：国勢調査

【世帯構成（令和2年）】



	世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
全国	100.0%	17.2%	18.1%	41.1%	1.4%	8.1%	12.7%	1.0%	
福岡県	100.0%	18.9%	17.7%	40.9%	1.3%	9.2%	10.4%	1.1%	
大刀洗町	100.0%	9.0%	15.2%	42.7%	1.5%	7.3%	23.0%	1.1%	

資料 令和2年：国勢調査

2. 就業の状況

(1) 男女別就業率

男女別の就業率をみると、男性で65.7%、女性で52.2%となっており、いずれも福岡県よりも高い就業率となっています。

【男女別就業率（令和2年）】

(単位：人)

	男 性			女 性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,003,480	1,191,022	59.4%	2,303,015	1,062,112	46.1%
大刀洗町	6,213	4,081	65.7%	6,936	3,620	52.2%

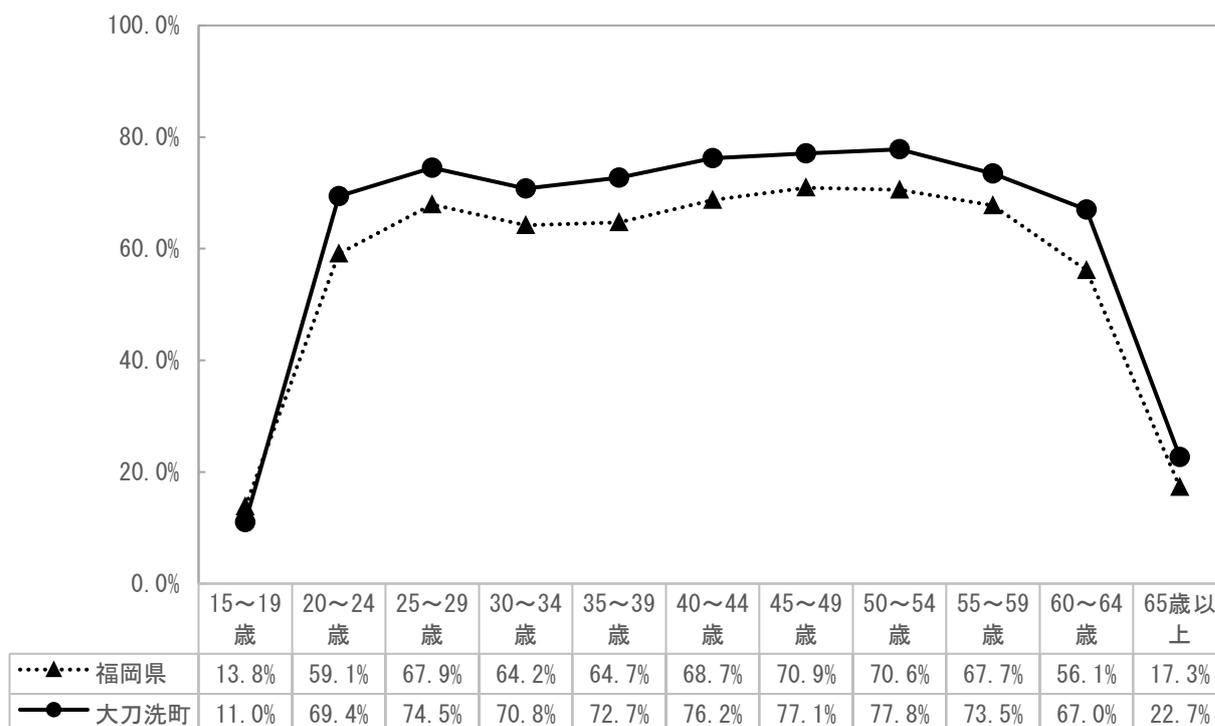
資料 令和2年：国勢調査

(2) 女性の就業率

子育てと仕事との両立に関連して、女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数*）をみてみると、結婚・出産期に当たる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブの谷の部分が浅くなってきています。

福岡県と比較しても大刀洗町の実業率は高い水準となっており、M字カーブの底にあたる30～34歳の就業率の落ち込みも福岡県と同程度となっています。

【年齢別女性就業率（令和2年）】



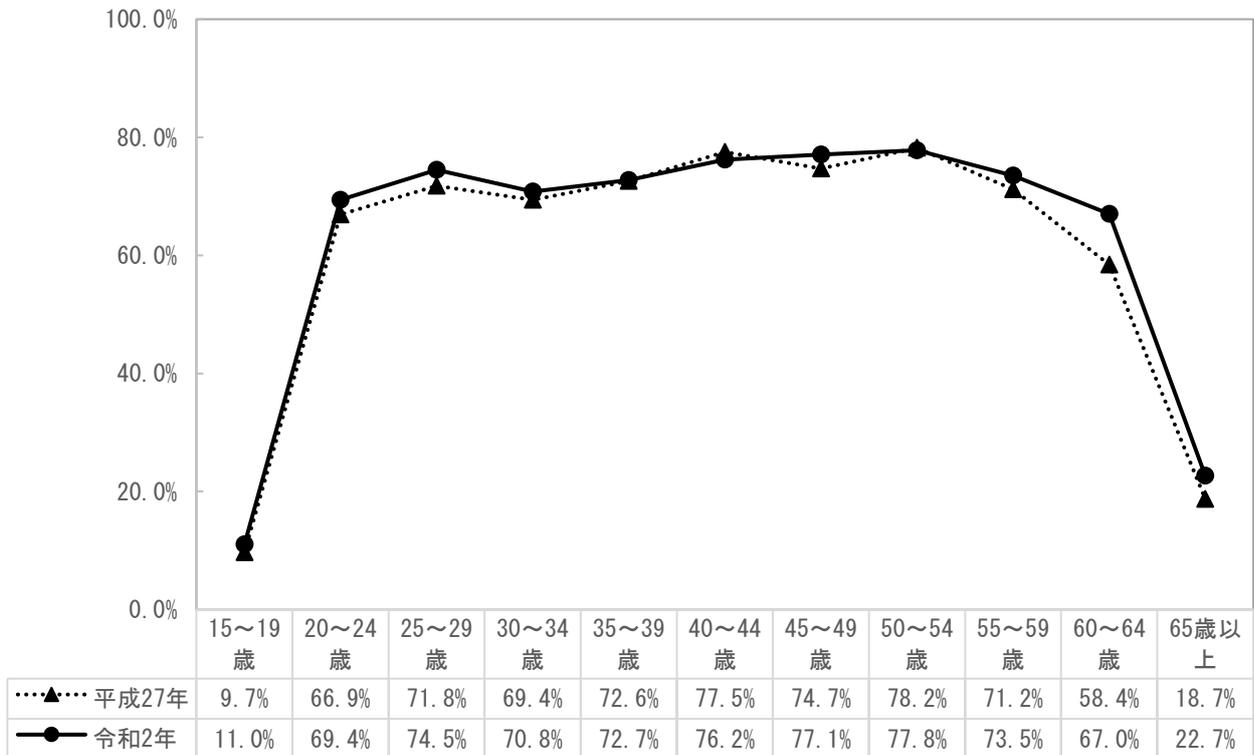
資料 令和2年：国勢調査

*「就業者数」とは、賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。また、仕事を持ちながら、調査週間に仕事をしなかった休業中の者を含む。

平成27年から令和2年の女性の就業率の推移をみると、大きな増減はみられませんが、出産・子育て期に該当しやすい45～49歳までの就業率の落ち込みが改善されています。

先述の通り、大刀洗町は国や福岡県と比べて出生率が高いことに加え、女性就業率も高いことから、働きながら子育てしている女性が比較的多いと考えられます。

【年齢別女性就業率の推移(大刀洗町)】



資料 平成27年・令和2年：国勢調査

3. 主な教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

町内の認可保育所は6園と、第2期計画策定時から1園増加し、定員合計は2019年度の560人から2023年度の620人まで、60人の定員増をしています。

定員は増加していますが、入所児童数も増加しているため、2019年度から2023年度にかけて毎年定員を超える児童の受け入れを行っている状況です。

また、就学前児童全体に占める入所率は、2019年度の63.3%から2023年度には71.0%と上昇しており、共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズも年々高まっています。

【認可保育所の利用状況】

		2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
保育所数(か所)		5	5	5	6	6
定員(人)		560	560	560	620	620
入所児童 数(人)	0歳	50	55	63	65	72
	1歳	106	100	101	112	111
	2歳	99	122	113	114	124
	3歳	121	117	131	127	128
	4歳	114	129	127	130	133
	5歳	114	117	128	127	133
	計	604	640	662	675	701
	0～2歳	255	277	226	291	307
	3～5歳	349	363	386	384	394
入所数/定員		107.8%	114.2%	118.2%	108.8%	113.0%
入所数/就学前児童数		63.3%	66.6%	67.2%	69.6%	71.0%

資料 2019～2023年：大刀洗町(3月31日時点)

※町外への入所児童数(広域委託分)を含む、ただし、町外の小規模保育利用は除く

【認可保育所別(町内)の利用状況】

保育所名	定員	入所児童数	入所数/定員
大堰保育園	80	95	118.7%
本郷保育園	170	190	111.7%
大刀洗保育園	70	85	121.4%
菊池保育園	180	184	102.2%
海の星保育園	60	78	130.0%
おおぞら保育園	60	66	110.0%
合計	620	698	112.5%

資料 2023(R5)年：大刀洗町(3月31日時点)

※町外からの入所児童数(広域委託分)を含む

(2) 町内における待機児童の状況

就労を希望する母親の増加や、大刀洗町への転入者増による児童人口（0～5歳）の増加等を背景とした保育ニーズの高まりに伴い、入所希望児童も年々増加し、2021年度まで待機児童が発生していました。令和4年度に保育園が1園開園したこともあり、待機児童が解消されている状況です。

【待機児童数の推移】

	2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
	4月	10月	4月	4月	4月
待機児童数（人）	15	32	21	0	0

資料 保育所等利用待機児童数調査に基づく児童数
 ※国の待機児童数調査については、4月1日時点の
 待機児童数を計数することとしている。

(3) 幼稚園[※]の状況

町内に幼稚園がないため、町外の幼稚園への利用状況をみると、2023年度現在で4園の利用、園児数は32人となっています。町外の幼稚園として、筑前町への利用が多くなっています。

※「幼稚園」とは、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を指す。

【幼稚園（町外）の利用状況】

		2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
幼稚園数（か所）		10	6	4	5	4
園児数 (人)	3歳児 (年少)	24	11	9	17	13
	4歳児 (年中)	17	11	8	8	11
	5歳児 (年長)	15	5	9	8	8
	計	56	27	26	33	32
園児数/3-5歳児童数		12.0%	5.2%	5.1%	6.5%	6.3%

資料 2019～2023年：大刀洗町（3月31日時点）

【幼稚園別（町外）の利用状況】

所在地	入園児童数
小郡市	1
大宰府市	1
筑前町	30
合計	32

資料 2023（R5）年：大刀洗町（3月31日時点）

(4) 学童保育の状況

町内には4箇所の小学校があり、それぞれに学童保育を設置しています。学童保育の利用児童数は各校いずれも年々増加しており、2023（R5）年度で251人の利用となっています。

学年別にみると、低学年・高学年ともに利用児童数は増えていますが、利用児童数に占める高学年の割合が上昇傾向にあります。

【学童保育利用児童数の推移】

（単位：人）

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
大 堰	30	27	27	31
本 郷	72	56	73	68
大刀洗	46	52	65	60
菊 池	63	73	92	92
計	211	208	257	251
低学年	183	186	207	206
高学年	28	22	50	45
計	211	208	257	251

資料 2020～2023年：大刀洗町



4. アンケート調査からみた子育て家庭と教育・保育現場の状況

■子育てに関するアンケート

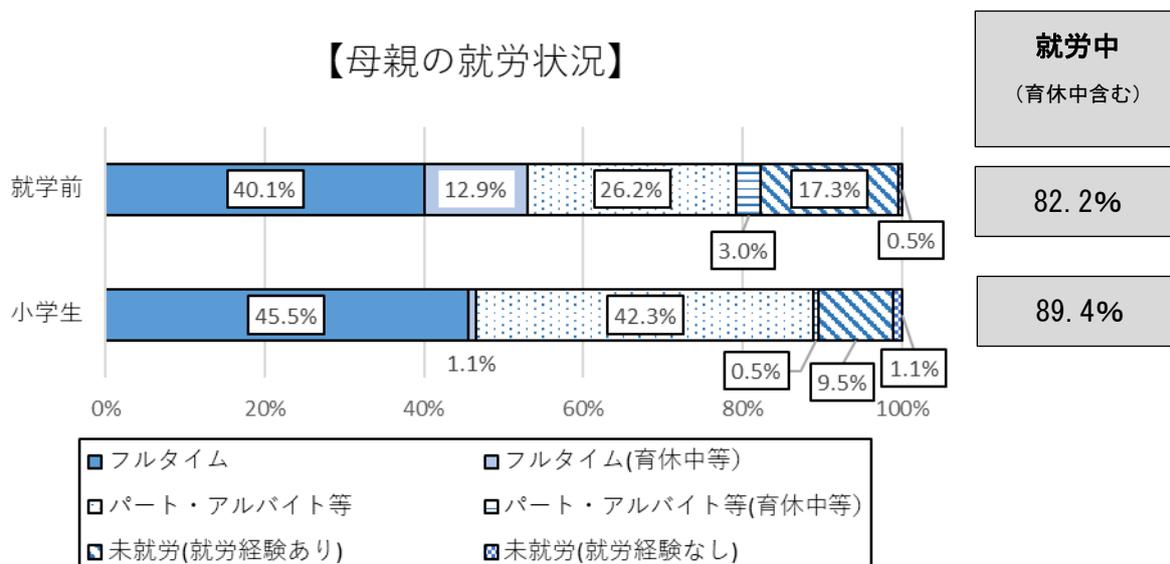
計画策定にあたり、大刀洗町の子育て家庭の実情やニーズに合ったものにするため、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するため「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

【調査の概要】

	就学前児童	小学生
調査対象	就学前児童（0～6歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
調査方法	QRコードによる電子アンケート	
標本数	713人	730人
有効回収数	202人	189人
有効回収率	28.3%	25.9%
調査時期	令和6年5月2日～5月22日	

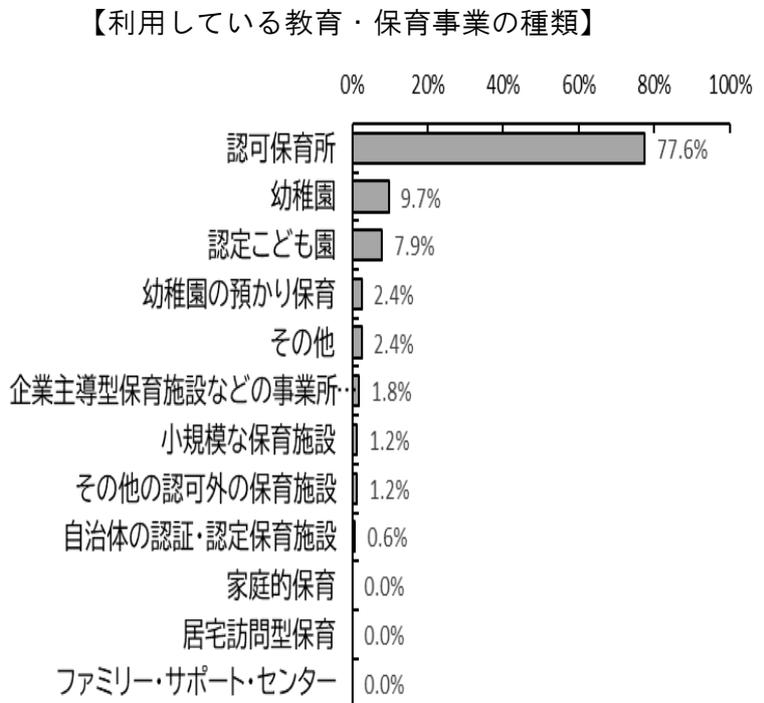
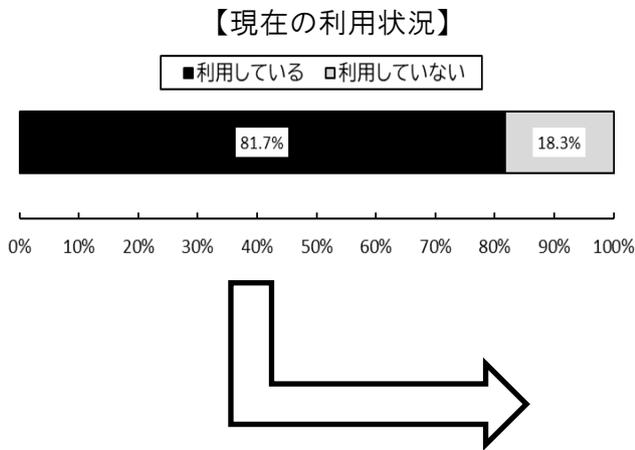
(1) 母親の就労状況

母親の就労状況は、フルタイム・パートアルバイトなど、就労している人が8割を超えています。また、子どもが小学生になると保護者の就労率も高まる傾向にあり、特にフルタイムが多くなっています。



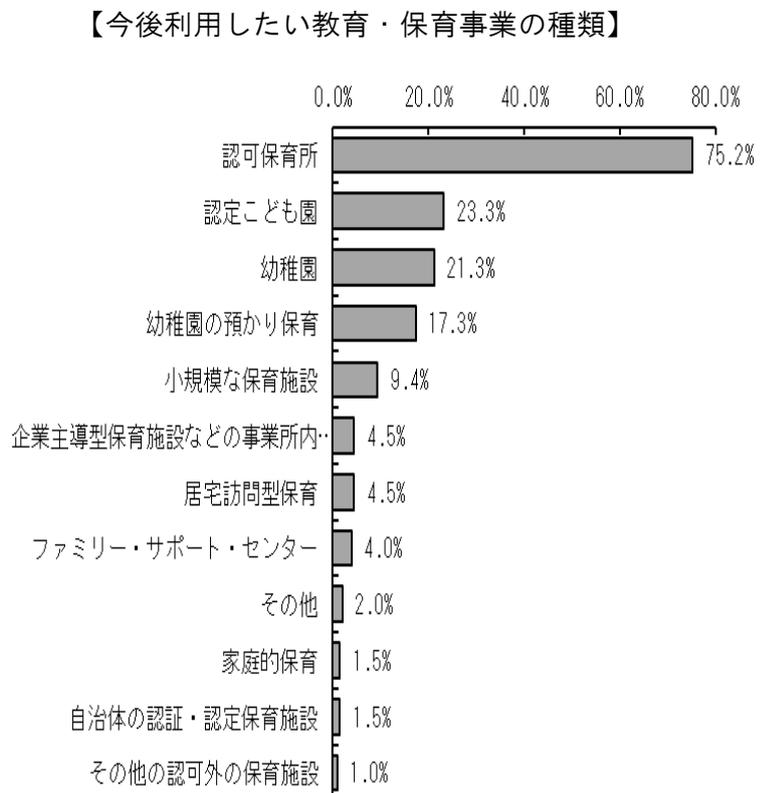
(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の81.7%が、幼稚園・保育所などを平日定期的にご利用しており、保護者が利用している事業の種類をみると、「認可保育所」(77.6%)が最も多く、「幼稚園」(9.7%)、「認定こども園」(7.9%)の順に続いています。



現在の利用状況と同様に、今後利用したい教育・保育事業についても、「認可保育所」(75.2%)、「認定こども園」(23.3%)、「幼稚園」(21.3%)、「幼稚園の預かり保育」(17.3%)の順で利用意向が高くなっています。

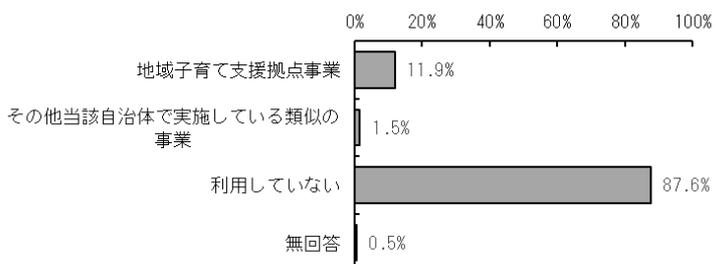
現在の利用状況と比べると、「認定こども園」や「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「小規模な保育施設」等、現在の利用状況よりも今後の利用意向が高くなっています。



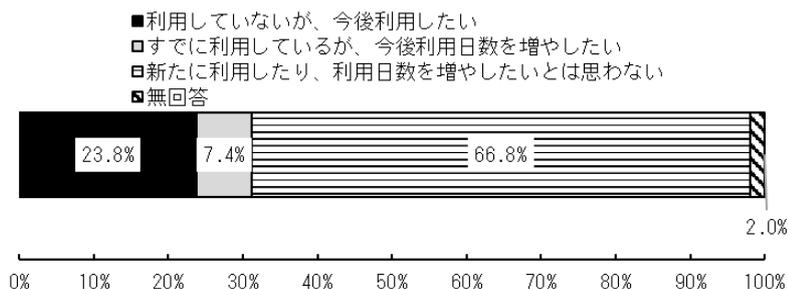
(3) 地域子育て支援事業の利用状況（つどいの広場、子育て支援センター）

地域子育て支援事業の現在の利用状況について、「利用していない」が9割弱、「地域子育て支援拠点事業」の利用者は1割程度となっています。一方、今後の利用意向では「利用していないが、今後利用したい」(23.8%)と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(7.4%)をあわせた約3割の利用意向が見受けられます。

【現在の利用状況】



【今後の利用意向】



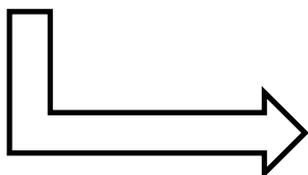
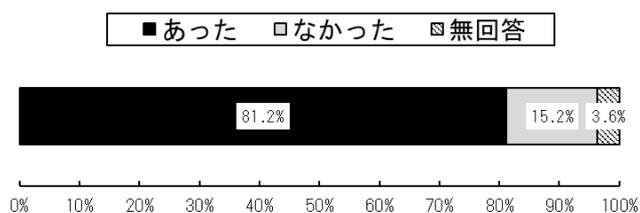
(4) 病児・病後児保育の利用状況

平日、定期的に幼稚園や保育所を利用している就学前児童保護者の約8割は、この1年間に子どもの病気等のために幼稚園や保育所を休んだ経験がありました。

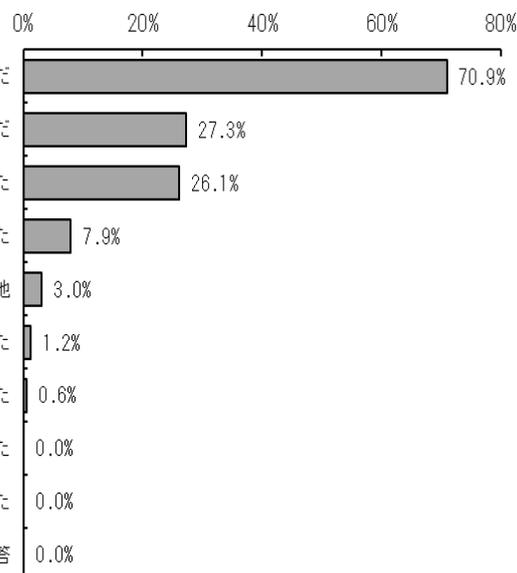
休んだ時の対処方法としては、「母親が休んだ」(70.9%)、「父親が休んだ」(27.3%)の順に多く、「病児・病後児の保育を利用した」は1.2%となっています。

【子どもの病気等で幼稚園や保育所を休んだ経験】

【幼稚園や保育所を休んだ時の対処方法】



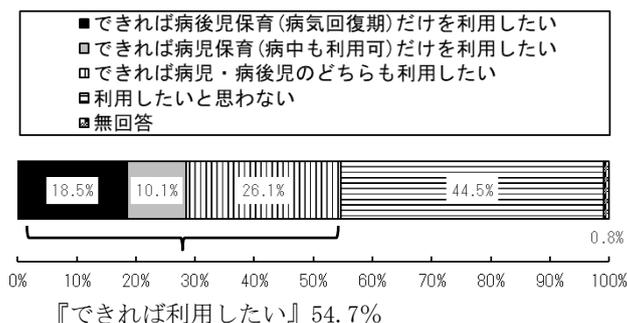
(同居者)を含む親族・知人に子どもをみてもらった
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた



子どもが病気等で幼稚園や保育所を休んだときの対処法として、父母が仕事を休んだ人のうち、病児・病後児保育を『できれば利用したい』と感じている人が5割を占めています。

なお、大刀洗町には、病児保育はありませんが、「できれば病児・病後児保育どちらも利用したい」と回答した人が多くなっています。

【病児・病後児保育の利用意向】

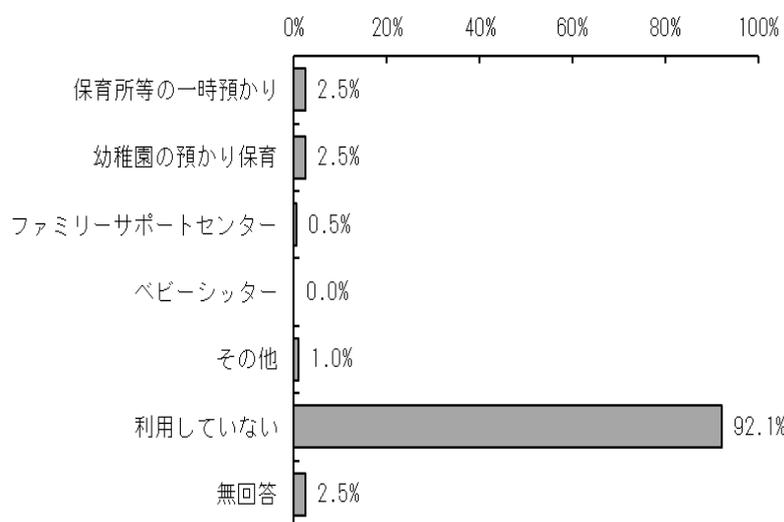


(5) 一時預かり等の利用状況と利用意向

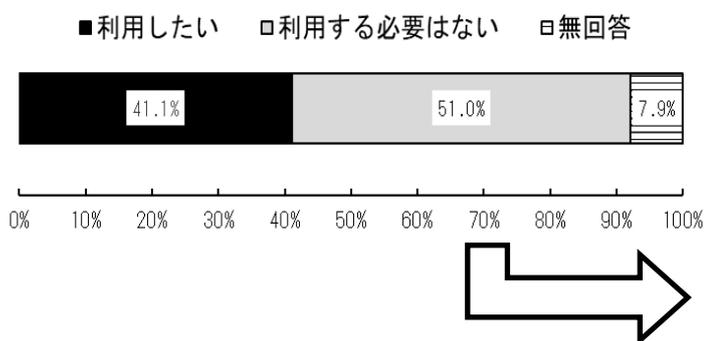
幼稚園や保育所等の不定期な一時預かりの利用については、「利用していない」が9割を占めています。

今後の利用意向をみると、「利用したい」が41.1%、利用希望者の利用目的では、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(77.1%)、「私用やリフレッシュ目的」(60.2%)、「不定期の就労」(25.3%)の順に高くなっています。

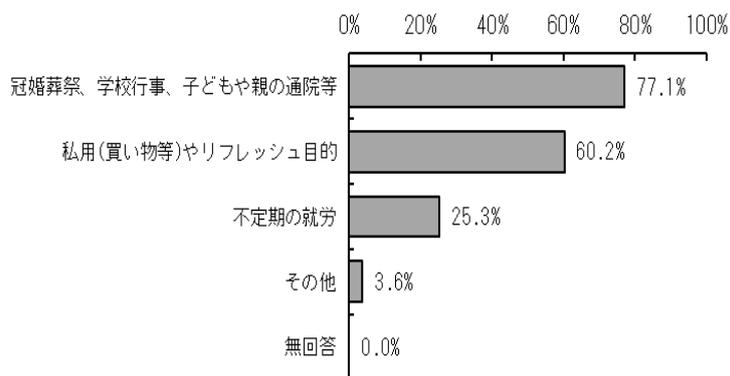
【一時預かり等の利用状況】



【一時預かり等の利用意向】



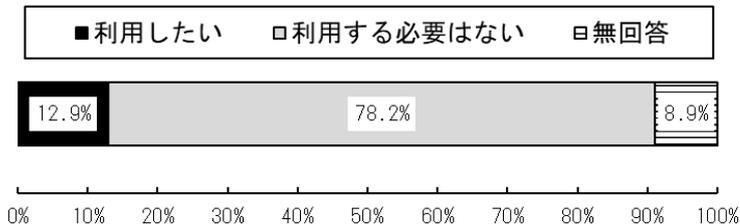
【利用希望者の利用目的】



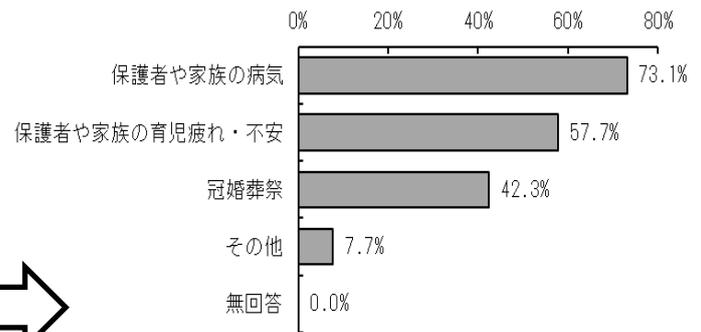
(6) ショートステイの利用希望

就学前児童保護者の1割は、ショートステイの利用を希望しており、その理由としては「保護者や家族の病気」(73.1%)が7割で最も多く、次いで「保護者や家族の育児疲れ・不安」(57.7%)「冠婚葬祭」(42.3%)の順になっています。

【ショートステイの利用希望】



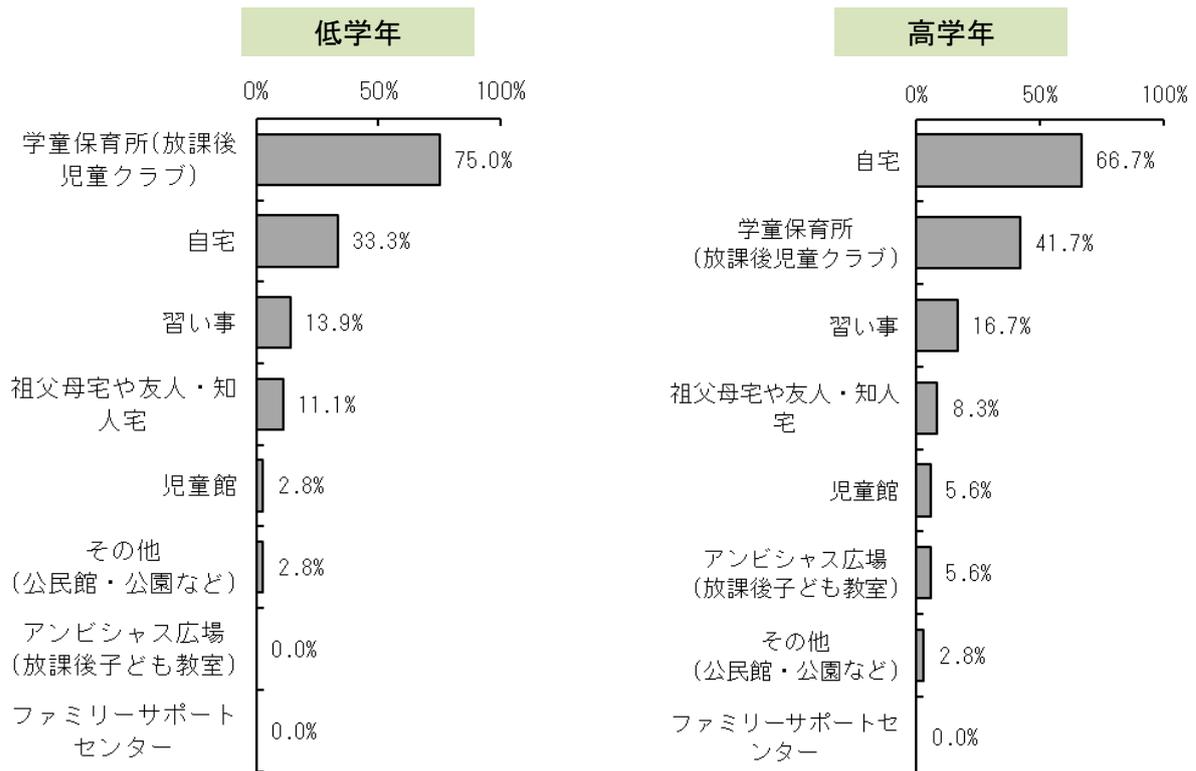
【利用を希望する理由】



(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況

小学生の放課後の過ごし方について、学童保育所の利用希望をみると、小学校低学年（1～3年生）で75.0%、高学年（4～6年生）で41.7%となっており、放課後希望する過ごし方として、低学年のうちは学童保育所、高学年になると自宅を希望する保護者の割合が高くなっています。

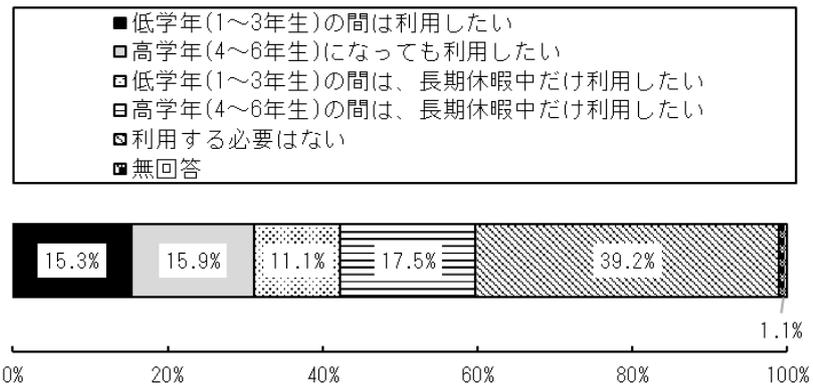
【希望する放課後の過ごし方】



【長期休暇中の学童保育】

現在、利用している・していないに関わらず、学童保育の利用意向を尋ねたところ、低学年・高学年をあわせた利用意向がそれぞれ平日：5割、土曜日：4割弱、日曜・祝日：2割弱となっており、概ね低学年の利用意向が強くなっています。

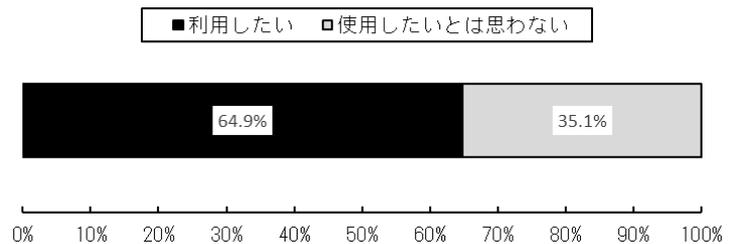
また、夏休みなどの長期休暇中の学童保育の利用意向は6割弱と高く、特に長期期間中に限っては高学年になっても利用したいとする保護者が多いことが分かります。



(8) こども誰でも通園制度の利用希望

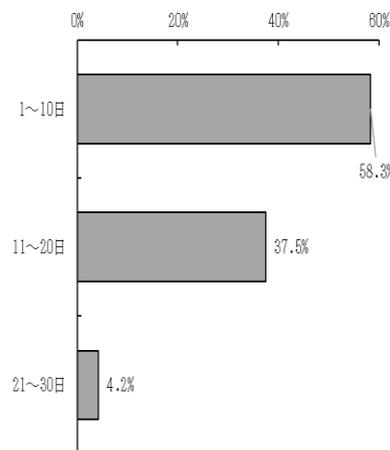
現在、国において「こども誰でも通園制度」の実施に向けた検討が行われています。この制度は、普段、保育所などに通っていない家庭の子どもを対象に、保育所などの施設で月10時間までの預かりを行うことで集団生活の機会を通じた子どもの成長を促す制度です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。この制度を利用したいか尋ねたところ、「利用したい」(64.9%)が6割と半数以上を占めました。

【こども誰でも通園制度の利用希望】

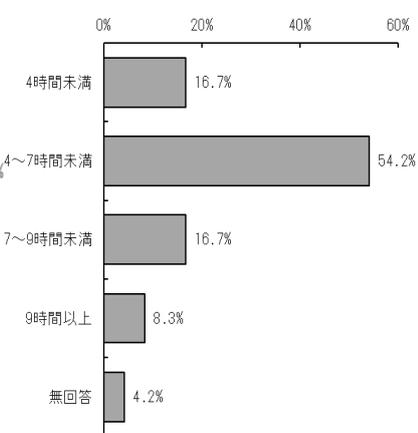


1月あたり、また1日あたりの利用希望を尋ねたところ、1月あたりでは「1～10日」(58.3%)、1日あたりでは「4～7時間未満」(54.2%)が最も多くなりました。

【利用希望日数】



【利用希望時間】



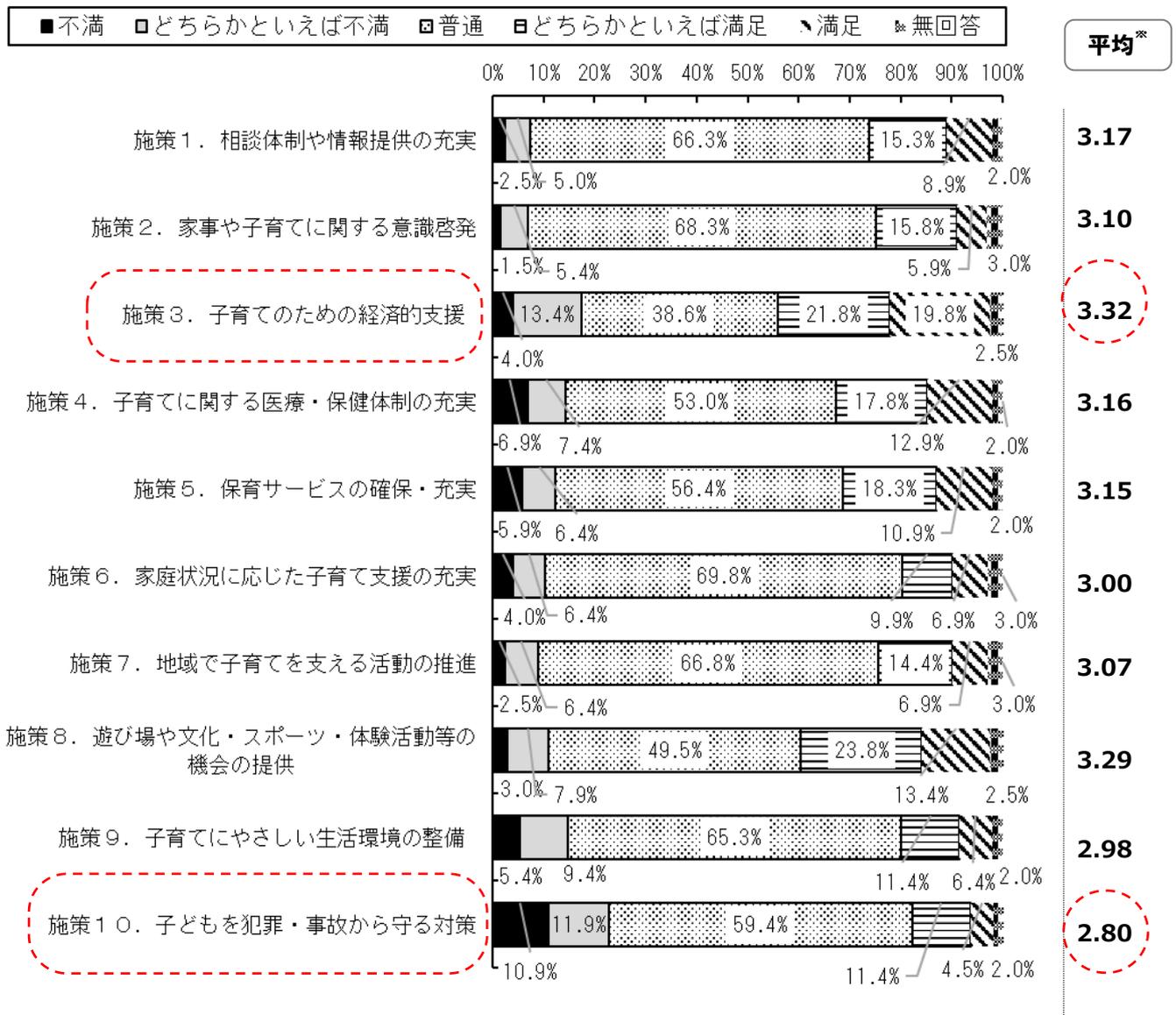
(9) 町の施策満足度

町の子ども・子育てに関する取り組みの満足度について、「どちらかといえば満足」「満足」の割合は、「施策3. 子育てのための経済的支援」(41.6%)、「施策8. 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」(37.2%)が高く、それぞれ約4割を占める。

しかし同時に、「施策3. 子育てのための経済的支援」については「不満」「どちらかといえば不満」とする割合も高く、保護者の評価が分かれる結果となっている。

満足度を相対的にみるために、満足度を点数化して平均値を算出したところ、「施策3. 子育てのための経済的支援」(3.32)、「施策8. 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」(3.29)、「施策1. 相談体制や情報提供の充実」(3.12)の順に高く、「施策10. 子どもを犯罪・事故から守る対策」(2.80)で最も低くなっています。

【町の施策に対する満足度（就学前）】



※平均：「不満」＝1点、「どちらかといえば不満」＝2点、「普通」＝3点、「どちらかといえば満足」＝4点、「満足」＝5点として加重し、平均値を算出

小学生児童の保護者については、「どちらかといえば満足」「満足」の割合は、「施策 3. 子育てのための経済的支援」(31.2%) が最も高い。

一方、「不満」「どちらかといえば不満」の割合は、「施策 4. 子育てに関する医療・保健体制の充実」(33.3%)、「施策 14. 子どもを犯罪・事故から守る対策」(26.4%) で特に高い。

満足度平均をみると、「施策 1. 相談体制や情報提供の充実」(3.19) が最も高く、「施策 14. 子どもを犯罪・事故から守る対策」(2.77) で最も低くなっています。

【町の施策に対する満足度（小学生）】



※平均：「不満」＝1点、「どちらかといえば不満」＝2点、「普通」＝3点、「どちらかといえば満足」＝4点、「満足」＝5点として加重し、平均値を算出

■教育・保育事業所アンケート

教育・保育サービスの提供側の立場から、子育てを取り巻く環境、近年社会問題となっている人材不足の状況など、教育・保育現場の実態を把握し、課題やその解決策を検討するため「保育所・学童保育所に対するアンケート調査」を実施しました。

保育所アンケート（6園） 結果のまとめ	
■ 人員不足について	
<ul style="list-style-type: none"> ✓「適当」と「やや不足が半数」ずつとなり、園によっては人員確保が困難となっている状況が伺えます。不足している理由は「募集しても応募がない」となり、新たな人員確保が課題です。 ✓過去 5 年間の離職理由については、保護者対応等への心労、人間関係への不満、将来への不安・休暇取得が困難といった理由で離職したケースがあげられています。こうした職場環境による離職のほか、結婚・出産・育児、健康面・体力面といった職員自身に関わる理由での離職も見受けられました。 ✓職員の人材確保や離職防止に向けた取組については、「給与水準の引き上げ」が最も多く、他には潜在保育士の活用、社会的な評価の向上、休暇を取得しやすい環境の整備などが挙げられています。 	
■ こども誰でも通園制度について	
<ul style="list-style-type: none"> ✓将来的な利用者の受け入れが難しいとした園が 8 割と最も多く、その理由として保育室や保育士の不足、現場の負担が挙げられました。一方、「必要な支援を受けられる場合は受け入れを検討したい」と回答した園からは必要な支援として保育士や補助金の人材確保、事務負担の軽減が挙げられました。 ✓入所児童が減った場合に受け入れを検討できる園は 3 割でした。 	
■ 教育・保育現場での課題と解決策について	
<ul style="list-style-type: none"> ✓課題としては、様々な配慮を要する児の増加、社会の変化に伴う保護者・職員の考え方の変化、常勤職員不足、保育の質の向上、子育てしやすい社会環境の整備などがあげられました。 ✓課題の解決策としては、職場環境改善についての他園との情報交換、加配保育士配置数の増、賃金水準の改善を行い優秀な人材を確保などが考えられます。 	
■ 行政に期待すること	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 町全体の保育の質の向上のため、委託費の見直しや人材確保に対する支援が求められています。 ✓子どもが安心安全に過ごせる場づくり、地域とのつながりといった意見が出されました。 	

学童保育所アンケート（6園） 結果のまとめ

■ 人員不足について

- ✓ 6園のうち、2園が「**適当**」、4園が「**不足**」と回答しています。不足している理由としては「**募集しても応募がない**」「**離職率が高い**」となっています。
人材不足により支援員になる方がおらず、人員確保が難しくなっている状況です。また、勤務時間が放課後ということもあり、就業できる年齢層が限られているといった意見もありました。
- ✓ 過去5年間の離職理由については、「**給料が安い**」が最も多くあげられました。
また、職員自身の離職理由としては、**家族の介護・看護、健康面・体力面、家庭との両立が困難**といった理由があげられています。
- ✓ 職員の人材確保や離職防止に向けた取組については、「**人員配置の適正化**」、「**有資格者の確保**」「**給与水準の引き上げ**」が有効であるとの回答が上位となっています。

■ 学童保育所支援員としての課題と解決策について

- ✓ 子どもの安全面、支援の充実、安定的な運営の面でも、**十分な支援員の確保が必要**という意見が多くなっています。
- ✓ 若い支援員や有資格者を確保すること課題となっています。
解決策としては、「**賃金や処遇の改善を図る**」といった意見が多くなっています。
- ✓ 施設面について、国基準通りで受け入れると子どもが安心安全に過ごすには狭いため、**実際の生活空間を考慮して適切な受入れ人数を決めては**という意見が出されています。
- ✓ また、学童の利用方法については保護者とも共有し、家庭において親子で過ごす時間やコミュニケーションも大切にしてほしいという意見が出されました。

■ 行政に期待すること

- ✓ 保護者のニーズを重視する子育て支援策だけでなく、親子の時間や関わりを大切に、**子どもの育ちに優しい支援が必要**という意見が多く上げられました。
- ✓ 支援機関や子育てサポートに関する情報をどの家庭でもキャッチしやすいような周知が必要という意見が出されました。
- ✓ 入所希望者が多く、今後待機児童がでる可能性が高いため、それに対する解決策を検討して欲しいという意見がありました。

第3章 計画の基本的な視点と理念

1. 計画の基本的な視点

計画の推進にあたっては、今までの4つの視点を継承し、施策の実施状況及び施策評価を年次的に行っていくとともに、住民ニーズや社会動向等を踏まえた施策の遂行を目指します。

1. 子どもと親の育ちの視点

子どもは、地域の希望の輝きであり、未来の力です。子育て支援施策の推進においては、次代の社会を担う子どもたちがのびのびと育つことができるよう「子どもの幸せを第一」に考え、「子どもの利益が最大限に尊重される」ように配慮し、子どもの健やかな成長を見守る取り組みを推進していく必要があります。

また、子どもを育む親なくして、子どもは育ちません。父母その他の保護者が子育ての主体であり第一義的責任を有することが前提ですが、親の主体性やニーズを尊重した各種支援や環境の整備を進めていくことが重要です。保護者の子育てに対する不安や孤立感を和らげ、負担を軽減することにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、よりよい子どもの育ちと親の育ちの視点に配慮して取り組みます。

2. 仕事と家庭の調和を図る視点

共働き家庭が増え、子育てしながら働く母親だけでなく子どもを持つ父親の働き方など、すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるような支援が求められています。

このため、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、働きやすい環境づくりのための理解を促進していく必要があります。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供による意識啓発など、仕事と家庭の調和を図る視点に配慮して取り組みます。

3. 地域の支えあいの視点

子育ては、父母その他の保護者が家庭や子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び町はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体が子育てを助けるため、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが重要です。

また、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組むなど、地域の支えあいの視点に配慮して取り組みます。

4. すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育ての施策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く「すべての子どもと家庭への支援」という観点から推進することが必要です。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえながら、すべての子どもと家庭への支援の視点に配慮して取り組みます。



2. 基本理念



いきいき楽しく子どもを育て、 明るい未来をひらくまちづくり

本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」（第2期）と同様、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定するものであり、大刀洗町のすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちが子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、大刀洗町で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指し、「いきいき楽しく子どもを育て、明るい未来をひらくまちづくり」を基本理念に掲げました。

この基本理念のもと、地域全体で心をひとつに、子どもを見守り、育てていく環境づくりと、子育て支援の様々な取り組みを通じて、いきいきと楽しく子育てができる環境、子どもがのびのびと育つまちの実現に向けた各種施策に取り組んできました。

子どもは社会の大切な宝であり、子育ては未来の大刀洗町を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが、夢や抱き生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもたちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、大刀洗町すべての人にとって共通の願いです。

この“子どもは、将来の大刀洗町を担う大切な宝であり、未来である”という理念は不変的なものです。また、「大刀洗町次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」（第1期・第2期）との連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この理念を継承することとします。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指すものとします。

第4章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

◆教育・保育提供区域とは◆

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。

◆大刀洗町の教育・保育提供区域◆

大刀洗町における教育・保育提供区域について、具体的には、「小学校区」「中学校区」「行政区単位」「町全域」等による提供区域の設定が考えられますが、主に以下のポイントを踏まえ、第2期計画から引き続き、教育・保育提供区域を「町全域をひとつの区域」に設定します。

- | | |
|-------|--|
| ポイント① | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の特性に応じて、保護者や子どもが容易に移動することが可能で利用しやすい範囲とする |
| ポイント② | 人口推計や現在の利用状況、ニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用も踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲とする |
| ポイント③ | 区域の設定にあたっては、保育ニーズが居住地域だけでなく、通勤などの経路等に沿って発生すること等も考慮する |

2. 事業の概要

子ども・子育て支援制度では、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育事等をはじめとする「地域型保育給付」が実施されています。この給付体系に入る教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。また、「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法で定められた13事業に加え、令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）、令和6年子ども・子育て支援法改正（令和7年4月1日施行）に伴いそれぞれ新たに3つの事業が創設されています。

子ども・子育て支援給付

<施設型給付>

幼稚園（3～5歳）
保育所（0～5歳）
認定こども園（0～5歳）

<地域型保育給付>

小規模保育事業（定員6～19人）
家庭的保育事業（定員5人以下）
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ②乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③養育訪問支援事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ④妊婦健診 | ⑭妊婦等包括相談支援事業 |
| ⑤時間外保育事業（延長保育事業） | ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| ⑥放課後児童健全育成事業（学童保育） | ⑯産後ケア事業 |
| ⑦子育て短期支援事業（ショートステイ） | ※⑭～⑯は第3期から追加 |
| ⑧地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑨一時預かり事業 | |

改正児童福祉法に基づく新規3事業

- ①子育て世帯訪問支援事業 ②児童育成支援拠点事業 ③親子関係形成支援事業
※第3期から追加

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

◆ 幼児教育・保育の無償化の概要 ◆

令和元年度 10 月より、3～5 歳までのすべての子ども及び 0～2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用が無償化されています。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
新制度に移行している幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
新制度に移行していない幼稚園	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	(無償化の対象外)	月額 37,000 円 ^{※3} を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。なお、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる 5 年間の猶予期間は、令和 6 年 9 月末までだったが、新たな経過措置として、令和 6 年 10 月以降は外国人児童の多い施設や夜間保育所などについては県からの指定を受けることで、一定の期間（令和 11 年度末まで）、無償化対象となった。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300 円又は 37,000 円）は 3 歳から 5 歳の児童の場合の無償化上限額。0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に 5,000 円を加えた額までが無償化の対象となる。

なお、無償化以降も、通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担となりますが、大刀洗町では独自に子どもの食材費(副食費)に対する助成を行っています。

◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について◆

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定（新1号認定・新2号認定・新3号認定）を受ける必要があります。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性について認定後、町から利用者に対し、施設等利用費の支給を行うこととなります。

こうした施設等利用給付の迅速かつ適正な支給を行っていくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮しながら給付方法を検討していくとともに、特定子ども・子育て支援施設や福岡県等と連携した対応を行うことが重要です。

このことを踏まえ、大刀洗町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、支給方法については、施設から町へ請求を行う方法（代理請求）による毎月の給付を基本としつつ、保護者から町へ請求を行う方法（償還払い）への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の迅速、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、施設への立入調査などを行い、国が定める監督基準を満たすための指導・助言等引き続き適切な取組を進めていきます。



4. 教育・保育の見込み量と確保策

◆量の見込み算出にあたって◆

量の見込みは、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に基づき、推計児童数、現在の利用状況及び今後の利用希望（潜在的ニーズ）から、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を算出しました。

今後の利用希望の算出にあたっては、本計画策定のための基礎資料として実施した「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」の回答結果を使用し、子育て家庭の今後の利用意向を踏まえて算出しています。

但し、基本指針においても「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされていますので、国の算出の手引きによる量の見込みが大刀洗町の実態と大きく乖離する場合は、実績値と照らし合わせながら補正を行い、量を見込みました。

◆教育・保育事業の認定区分について◆

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となっています。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で学校教育の希望が強い家庭	幼稚園・認定こども園
		共働き家庭等	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所・認定こども園・地域型保育施設

令和6年度現在、町内に幼稚園はなく、認可保育所については6園となっています。

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を次のとおり定めます。

(1) 1号認定

- 3～5歳で保育の必要性がなく、教育ニーズが高い児童を対象としています。
- 町内に幼稚園はありませんが、希望者については町外の認定こども園・幼稚園での受け入れの調整を進めます。

【1号認定】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	95	97	90	88	87
特定教育・保育施設 ^{※1}	62	63	59	57	57
確認を受けない幼稚園 ^{※2}	33	34	31	31	30
② 確保方策(人)	95	97	90	88	87
特定教育・保育施設	62	63	59	57	57
確認を受けない幼稚園 [※]	33	34	31	31	30
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

※1 「特定教育教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園及び認定こども園を指す。

※2 「確認を受けない幼稚園」とは、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を指す。

(2) 2号認定

- 3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。保育の必要性があるものの、幼児期の学校教育の利用希望が強い「学校教育利用想定」と、それ以外の保育所の利用希望が強い「保育所利用想定」に分かれます。しかしながら、実態としては幼稚園などの学校教育の利用を希望する場合、1号認定としているため、「学校教育利用想定」は1号認定で見込み、2号認定としては「保育所利用想定」のみの見込みとなります。
- 3～5歳の保育所利用については、保育園が新設されたことなどもあり、量の見込みを上回る確保ができています。
- 今後も需要動向を見極めていくとともに、保育士の確保に向けた取組を行いながら、確保方策の維持ができるよう取り組みを行います。

【2号認定】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	403	411	378	373	368
② 確保方策(人)	436	436	436	436	436
③ 過不足(②-①)	33	25	58	63	68

(3) 3号認定

- 0～2歳の保育の必要性がある認定区分について、第2期までは0歳児と1～2歳児に分けて量の見込みを定めていましたが、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異があることから、第3期においては0歳児、1歳児、2歳児に分けて量の見込みを定めます。
- 0～2歳の保育所利用については、保育園の新設などの供給量を増やす対応をしています。
- 今後、量の見込みについて、全体的に微増傾向であるため、保育士の確保に向けた取組を行いながら現在の確保方策の維持を行い、必要に応じて小規模保育等の新規参入の検討などを行います。

【3号認定・0歳児】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	72	73	74	74	75
② 確保方策(人)	75	75	75	75	75
③ 過不足(②-①)	3	2	1	1	0

【3号認定・1歳児】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	92	116	117	118	119
② 確保方策(人)	123	123	123	123	123
③ 過不足(②-①)	31	7	6	5	4

【3号認定・2歳児】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	125	95	120	122	122
② 確保方策(人)	129	129	129	129	129
③ 過不足(②-①)	4	34	9	7	7

※企業主導型保育園は、企業が運営している保育園で、主にその企業で働く保護者の子どもを対象に受け入れを行っていますが、企業に勤めていない地域の方も利用できる「地域枠」があります。3号認定の確保方策については、この企業主導型保育園（地域枠）と調整後の受け入れ可能人数を含みます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策

◆量の見込み算出にあたって◆

量の見込みは、「4. 教育・保育の見込み量と確保策」と同様に、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に従い、「大刀洗町子育てに関するアンケート調査」の回答結果及び町で保有する実績値を参考に算出していますが、新規3事業については、市町村が利用勧奨や利用措置を実施することとされているため、必要に応じて勘案しています。

また、国の手引きで算出されない「利用者支援」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「妊婦健診」については、近年の実績値と今後の人口推計の結果等を踏まえ、量を見込みました。

(1) 利用者支援

○子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

○「子育て支援センター ちゃお」（基本型）及び健康課において開始した「子育て世代包括支援センター」（母子保健型）で実施していましたが、令和4年児童福祉法改正により設置に努めることとされた「こども家庭センター」において、「子育て世代包括支援センター」（母子保健型）の母子保健機能と児童福祉機能の一体的な体制による「大刀洗町こども家庭センター」（こども家庭センター型）の設置を行います。

○利用者支援事業（基本型）として子育て支援センターで行っている事業に加え、こども家庭センター型としての大刀洗町こども家庭センターにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援体制の機能強化を図ります。

【利用者支援】

<基本型>	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

<こども家庭センター型>	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・看護師・保育士が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。
- 生後2か月までに対象者に連絡をとり、家庭訪問を実施しています。訪問実施率を上げるため、母子手帳交付や出生届の際に、全戸訪問について説明をし、連絡先を確認しています。
- すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目標とします。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	150	153	154	155	156
② 確保方策(人)	150	153	154	155	156
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 養育訪問支援事業

- 乳幼児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。
- 育児不安が強い方や未熟児・多胎児等に対して、保健師・看護師が短期間集中的に家庭訪問し、精神的な安定や自立して適切な養育が行なわれるよう支援を行なっています。家事援助については、未実施です。
- 必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

【養育訪問支援事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	8	8	8	8	8
② 確保方策(人)	8	8	8	8	8
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(4) 妊婦健診

- 母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。
- 大刀洗町においては、母子健康手帳による妊娠・出産・育児の一貫した健康管理を行っています。また、妊婦に対する健康診査補助券を14回分発行し、誰もが安心して妊娠・出産できる環境整備に努めています。
- 今後もすべての妊婦に対して母子健康手帳とともに健康診査補助券の交付を行い、妊娠期からの一貫した健康管理と医療機関での受診を勧奨していきます。

【妊婦健診】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	229	234	235	237	238
② 確保方策(人)	229	234	237	238	238
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(5) 時間外保育事業(延長保育事業)

- 保護者の仕事時間等に対応するため、保育所において、通常の保育時間を延長して保育業務を実施する事業です。
- 町内の保育所6箇所すべてで実施されています(保育短時間認定：午前7時～9時・午後5時～7時/保育標準時間認定：午後6時～7時)。時間外保育(延長保育)の利用については、大幅な増加はないと想定されますが、事業実施に向けた保育士の配置や確保が課題となっています。
- 今後も一定数の延長保育事業のニーズはあると予想されるため、引き続き町内すべての保育所で実施できるようにします。

【時間外保育事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	283	285	283	282	282
② 確保方策(人)	283	285	283	282	282
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 放課後児童健全育成事業

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- 大刀洗町では町内4つの小学校すべてに学童保育所を設置しており、平日は授業終了から午後6時まで（延長は午後7時まで）の間対象児童の保育を行っています。また、夏休みや、冬休みの長期休暇の際は、希望者には午前7時30分からの保育を行っています。
- 校区によっては、今後、確保方策を上回る量の見込みが想定されますが、新たな施設を整備するための場所等が限られるため、小学校の余裕教室や放課後等（長期休業期間中を含む）に一時的に使われていない特別教室等の活用も含めた検討を行ってまいります。
- また、学童支援員の確保も難しくなっているため、処遇改善などによる学童支援員の確保を行いながら、今後も利用意向に対応できるよう努めます。

【放課後児童健全育成事業】

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み（人）		315	318	322	322	325
学童保育所別	大堰	36	36	36	36	37
	本郷	91	92	93	93	93
	大刀洗	75	75	76	76	77
	菊池	113	115	117	117	118
学年別	1年生	113	98	104	104	105
	2年生	90	100	87	92	92
	3年生	64	67	75	65	69
	4年生	31	32	34	38	33
	5年生	11	14	14	15	17
	6年生	6	7	8	8	9
② 確保方策（人）		315	318	322	322	325
③ 過不足（②－①）		0	0	0	0	0



(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設や里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う事業です。
- 大刀洗町においては、慈愛会（清心慈愛園・清心乳児園）で実施しています。年度により利用の変動が大きいですが、今後も事業内容の周知や実施体制の維持に努め、必要に応じた対応を継続していきます。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み（人日）	21	21	21	21	21
② 確保方策（人日）	21	21	21	21	21
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(8) 地域子育て支援拠点事業

- 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 現在、町内では子育て支援センターちゃお（1箇所）で実施しています。
保育所等に入所する児童が増えているため、ちゃおの利用者は0歳から2歳が主となり、利用者数も減少傾向にあります。
- しかしながら、子どもを遊ばせながら保護者同士で気軽に相談できる場として、また必要な情報が得られる場、地域の人々とつながることのできる場として貴重な事業であるため、今後も利用者のニーズに応じた内容の充実に取り組みます。

【地域子育て支援拠点事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み（人回）	2,229	2,208	2,387	2,407	2,428
② 確保方策（人回）	2,229	2,208	2,387	2,407	2,428
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。
- 幼稚園・認定こども園の在園児を対象にしたもの（以下「幼稚園の預かり保育」という。）と、それ以外のもの（保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイ）があります。
- 幼稚園の預かり保育については、町内に幼稚園がないため、町外の幼稚園において対応しています。今後も引き続き幼稚園で実施します。

【幼稚園の預かり保育】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み（人日）	2,460	2,514	2,312	2,278	2,248
② 確保方策（人日）	2,460	2,514	2,312	2,278	2,248
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

- 「一時預かり（上記以外）」については、就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイによる一時預かりがあります。保育所での一時預かりについては一定数の利用がありますが、ファミリー・サポート・センター及びトワイライトステイは実施していません。
- 保育所で一時的に子どもを預かる事業については、生後4か月から小学校就学前の児童を対象に、町内の保育所で行っています。
- 今後も高いニーズが見込まれることから、身近な地域でのサービス提供が受けられるよう、保育士確保も含めた取り組みを行います。

【一時預かり（上記以外）】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み（人日）	138	139	138	138	137
② 確保方策（人日）	138	139	138	138	137
③ 過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(10) 病後児保育

- 病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。現在、病後児保育センターこどもハウスすこやかのみで実施しています。
- 病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に一時的に保育する病児保育については、大刀洗町では実施していませんが、相互利用に関する協定書を久留米市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村及び大木町で締結しているため、締結自治体内の病児・病後児保育施設の利用が可能となっています。
- 大刀洗町における病後児保育の利用者数は減少傾向でしたが、令和5年度から実施されている福岡県による病児保育事業の無償化に伴い利用者数が増加しています。
- しかしながら、大刀洗町の病後児保育センターの看護師及び保育士の確保が課題となっています。今後も現状の実施体制を維持できるよう努めます。

【病後児保育】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人日)	54	55	56	55	56
② 確保方策(人日)	54	55	56	55	56
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者(おねがい会員)と援助を行いたい者(みまもり会員)との相互援助活動を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。
- 現在、大刀洗町には設置していませんが、久留米市が行っている事業の利用が可能となっています。
- 大刀洗町内にみまもり会員が少ないことが課題であり、町内での養成講座や登録会の開催や住民向けの周知などを行い、町内のみまもり会員を増やす取り組みに努めます。

【子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人日)	9	9	9	9	9
未就学児	3	3	3	3	3
低学年	3	3	3	3	3
高学年	3	3	3	3	3
② 確保方策(人日)	9	9	9	9	9
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設や未移行幼稚園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を行っています。
- 子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園が増加していく傾向にあるため、対象者は減少していくことが見込まれますが、今後も子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- 必要に応じて事業の実施を検討していきます。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待(身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否(ネグレクト))の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。
- 児童虐待への対応や児童相談所等の関係機関との連携を図れるように専門の職員を配置しています。今後も、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯の家に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。
- 量の見込みについては、利用希望把握調査によらず、相談支援を行っているの世帯数等を勘案し算出しています。
- 現在、事業の実施はしていませんが、委託による事業の実施を含めた検討を行っていきます。

【子育て世帯訪問支援事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人日)	521	521	533	533	533
② 確保方策(人日)	521	521	533	533	533
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつながりを行うことにより子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。
- 量の見込みについては、利用希望把握調査によらず、相談支援を行っているの世帯数等を勘案し算出しています。
- 「こども自立サポートセンター ドリーム」として、令和6年度より事業を実施しており、今後も、教育委員会やスクールソーシャルワーカー等とも連携し、この事業による支援が必要と思われる児童に利用案内などを行っていきます。

【児童育成支援拠点事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	14	14	14	14	14
② 確保方策(人)	14	14	14	14	14
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。
- 量の見込みについては、利用希望把握調査によらず、相談支援を行っているの世帯数等を勘案し算出しています。
- 現在、事業の実施はしていませんが、委託による事業の実施を含めた検討を行っていきます。

【親子関係形成支援事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
① 量の見込み(人)	10	10	10	10	10
② 確保方策(人)	10	10	10	10	10
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

- 妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
- 町では妊婦一人に対し、母子手健康手帳交付時・妊娠6-7か月時、出産後の訪問時のおおむね3回の面談を実施します。

【妊婦等包括相談支援事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み(回)	687	702	705	711	714
②確保方策(回)	687	702	705	711	714
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 保育所その他の内閣府令で定める施設において、0歳6か月～満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、面談や子育て情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 令和8年度からの本格実施が予定されています。町では実施に向けた施設や人員の確保等の検討を行っていきます。

【乳児等通園支援事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み 0歳（人日）	-	1	1	2	2
1歳（人日）	-	1	1	3	3
2歳（人日）	-	1	1	3	3
②確保方策（回）	-	3	3	8	8
③過不足（②－①）	-	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

- 産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うもの。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型、母乳育児相談があります。
- 現在、出生届提出時等に産後ケア利用券を交付し、必要と認めた方には利用回数を増やすといった対応を行っています。利用できる施設は町内に1箇所、近隣市町村に4箇所となっています。それ以外の施設を利用された場合は、償還払いにて対応をしています。

【産後ケア事業】

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み（回）	79	80	81	82	82
②確保方策（回）	79	80	81	82	82
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

6. 教育・保育の一体的提供及び確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、すべての子ども及びすべての子育て家庭を支えることによる、将来の担い手育成につながる教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、発達段階に応じ子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（1）認定こども園への移行支援及び普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

現在、町内には認定こども園がなく、ニーズも保育所と比べ高くない状況です。しかし、認定こども園は、保護者の就労状況およびその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、町内への設置促進が必要と考えます。

町内の保育所設置者で認定こども園への移行を検討している事業者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うことで、移行を支援していきます。

（2）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

現在、町内に認定こども園・幼稚園がないため、大刀洗町が実施する合同研修会は実施していません。

今後、町内に認定こども園や幼稚園が設置された場合は、認定こども園・幼稚園・保育所全てに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流を推進します。

（3）質の高い教育・保育の提供

これまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

具体的には、教育・保育の質の向上に資するものとして、幼稚園・認定こども園・保育所における連携体制や、保育士の専門性と資質向上のための研修の実施を進めるなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の子どもに関わる人材の確保が不可欠となるため、処遇改善や人材確保の方策について、関係機関と協議しながら改善に向けた取り組みを検討していきます。

(4) 幼稚園、保育所、認定こども園の相互の連携と小学校との連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

保・幼・小の交流や連携を推進するため、保育参観を含んだ保幼・小連携研修を実施し、幼児教育・保育の充実や関係者間の連携強化を行い、小学校への円滑な接続を図ります。

第5章 その他の子ども・子育て支援施策

1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

取組の内容
①保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実 ②保育所・幼稚園等の受け入れ体制の確保

【現状や課題】

共働き家庭は増加し続けていますが、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

また、アンケート調査結果でも、母親が希望の時期に職場復帰しなかった理由として「希望する保育所に入るため」が一番多く、保育所への入所時期を考慮した育児休業の取得を行っている方が多い状況が分かりました。

【これまでの取り組み】

- ①町の窓口やホームページ等により、町内保育所の空き状況をお知らせしたり、教育・保育サービスの情報提供を行うとともに、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて妊娠や子育て中の保護者に向けた情報提供、相談対応を行っています。
- ②保育所等の定員増を実施するなど、受け入れ体制の確保に努めています。
- ③育児休業中を理由とした在園児の入所について、育児休業期間中は期間の制限なく引き続き入所が可能とする運用を行っています。

【今後の方向性】

現在の取り組みは継続しつつ、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があるため、育児休業期間満了時(原則満1歳到達時)から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、どの時期に育児休業期間が満了しても安心して質の高い保育を利用できるよう、地域型保育事業の設置検討も含め、今後も保育所や幼稚園等の受け入れ体制の確保に努めます。

2. 児童虐待防止対策の充実

取組の内容
①子どもの権利擁護 ②児童虐待の発生予防・早期発見 ③迅速・的確な対応

【現状や課題】

近年、児童虐待に関する相談件数は増加する傾向にあり、その内容も複雑化しています。虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいなかったり、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、どこの家庭にでも起こり得ることとされています。

また、虐待による暴力や体罰が子どもの心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。

アンケート調査結果によると、大刀洗町でも地域で子どもへの虐待を見聞きした経験がある保護者が一部見受けられます。前回調査に比べると、自分の家族や親族に相談した人の割合は増えていますが、依然として見聞きした際の対応については、特に何もなかったとする人が多く、必ずしも相談や連絡につながっていない状況です。

【これまでの取り組み】

- ①保護者による虐待の早期発見のため、保育所への入所時や日常保育での事案を総合的に確認しています。
また、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会を活用し、子どもの発達・発育と親子関係を見守りながら、育児支援及び虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- ②保護者の育児不安を解消するため、育児に関する相談窓口の拡充や、孤立しがちな保護者も参加しやすい育児サロンや育児サークル等の保護者同士の交流の場を設けています。
- ③要保護児童対策地域協議会を継続し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催するとともに、令和6年度より「大刀洗町こども家庭センター」を設置し、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を図っています。
- ④保育園や小学校の子ども、教職員、保育士、保護者を対象に「子どもへの暴力防止プログラム」として研修を実施しています。

【今後の方向性】

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教

育、警察等の地域における関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築が不可欠です。

このため、大刀洗町こども家庭センターを中心に、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の過程を早期に把握し、支援が必要なものに対するサポートプランを作成し、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関や家庭支援事業等への適切な支援につなげることが重要です。

さらに、子どもの権利擁護のため、体罰によらない育児を推進するための活動として、今後も「子どもへの暴力防止プログラム」などの研修を引き続き開催するとともに、地域への啓発も進めていきます。

3. ひとり親家庭への支援

取組の内容
①経済的支援や相談支援を通じた自立の促進 ②就労促進のための情報提供

【現状や課題】

大刀洗町における、ひとり親家庭は458世帯（令和2年国勢調査）となっており、アンケート調査によると、ひとり親家庭の9割が、「経済的に余裕がない」と回答しています。

ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割を一人で担うこととなるため、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居等の問題など日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えていると考えられます。また、こうした状況から教育の機会に恵まれないなど子どもへの学力の影響や親の貧困が将来の子どもに連鎖する傾向も指摘されています。

【これまでの取り組み】

- ①大刀洗町においては、自立への支援として、ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給をはじめ、経済的な理由等によって就学が困難な小中学生に対しては、必要な学用品費、修学旅行費、給食費等の援助を行うなど、子育てや生活支援策及び経済的支援策を行っています。
- ②子育てや健全育成についての相談はもとより、就労に関する情報提供や生活の安定に向けての相談にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

児童扶養手当の手続きや母子父子寡婦福祉資金の相談、医療費等の経済的支援、就業や疾病等により一時的に保育サービスが必要となった場合のための子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用支援など、今後も自立した社会生活を送ることができるよう総合的

な支援を推進していきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法などの関連法に基づく国の方針や、福岡県の「こども計画」などに即して、県や関係機関と連携しながら子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策・経済的支援策等の総合的な自立支援の推進に努めます。

4. 障がい児などの支援

取組の内容
①乳幼児健診による疾病等の早期発見
②障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援
③保育所・学童保育所における受け入れ体制の整備
④子どもの発達段階に応じた適切な教育支援

【現状や課題】

乳幼児健診時の発達相談での相談件数は、年々増加傾向にあります。現在、乳幼児健診後の相談できる場として、「パンダ親子教室」を実施し、子どもの観察と保護者の困りごとを丁寧に聞いています。

特別支援学級は、町内全ての小学校（4校）、中学校（1校）で設置されており、特別支援学級の児童生徒数は、令和5年度で小学校141人、中学校40人と年々増加しています。

また、大刀洗小学校と菊池小学校に設置されている通級指導教室に通う児童数は47人、大刀洗中学校通級指導教室（大刀洗教室）に通う生徒数は23人となっています。

特別支援学校は、小学部・中学部へ毎年1～4名が入学しています。

【これまでの取り組み】

- ①乳幼児健診により発育・発達の遅れを早期に発見し、専門機関に繋いだり、療育訓練を紹介するなど、必要な指導・助言を行っています。
- ②発達の遅れや障がいを持つ乳幼児に対する相談、療育及び訓練等の発達支援事業について、近隣市町と広域的に取り組んでいます。また、障害児通所支援等の福祉サービスの充実もあわせて、乳幼児、児童生徒とその保護者の支援に努めています。
- ③障がいのある子どもについても、保育所・学童保育所での受け入れを行っています。しかし、支援が必要な子どもの受け入れが増加傾向にあることや、障がいの重度化・多様化に伴う専門的な支援が必要となるケースが増えているため、人員確保の面からも関係者間で連携・協議しながら対応を検討する必要があります。
- ④保育園・小学校・中学校における支援の継続性を図るための「巡回相談」による課題の発見と把握、子どもの発達状況に応じた適切な教育支援を行うための「教育支援委員会」による就学支援、子育てに関する記録を残すための「子育てファイル・れいん

ぼー」の作成、就学前の幼児の言葉の遅れや発音等の課題に対する「幼児ことばの教室」での指導助言などを通じ、障がいのある子どもと保護者が地域で安心して生活ができるよう努めています。

【今後の方向性】

大刀洗町における障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「大刀洗町障害者福祉計画・障害児福祉計画」と教育施策要綱に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

また、特別支援教育については、「大刀洗町特別支援教育推進協議会」を中心に、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒を中心としたすべての子ども達に対し、教育・福祉・医療等の関係機関の連携と協力のもと、それぞれの課題に応じた効果的・総合的・継続的な支援の推進を行います。

5. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組み

取組の内容
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

【現状や課題】

アンケート調査結果によると、育児休業の取得状況は、母親が 60.9%であるのに対して父親は 9.2%であり、父親の育休取得率は増加傾向にあるものの、とても低い割合です。また、父親の子育てへの参加についても、子どもが乳幼児であるときと比較して、小学生になると割合が少なくなっています。

子どもの健やかな成長を支えていくためには、家庭において親子がともに過ごす時間が大切であり、女性も男性もともに、仕事と生活の調和を図っていくことが重要です。

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性の育児休業取得が進まない実態を鑑み、男性の育児参加を一層促していくには、働く人それぞれの事情に応じた柔軟な働き方を選択できる働き方改革の推進が重要です。

女性も男性も仕事と生活の調和を実現し、それぞれのライフステージでいきいきと活躍していくことが、子どもの豊かな育ちを育むことへとつながります。

働き方の見直しを進めるうえでは、各個人の意識の向上だけでなく、長時間労働を前提とした職場風土や、職場優先の意識の見直し、労働時間の短縮や男女ともに育児・介護休業を取得しやすい就労環境を整えていくことが求められています。

【これまでの取り組み】

- ①大刀洗町においては、「パパママ教室」「イクメン養成講座」の開催などを通じて、父親の積極的な家事・育児参加を促進しています。
また、男女共同参画社会の実現のための取り組みの一つとして、フレックスタイム制や短時間勤務、男性の育児休業取得率の向上、ワーク・ライフ・バランスなど、事業主や労働者に対する意識啓発を行っています。
- ②仕事と子育ての両立支援のため、「通常保育」や「学童保育所」をはじめ、「病児・病後児保育」、「一時預かり」、「延長保育」など、多様なニーズに応じた保育サービスを提供しています。

【今後の方向性】

今後も男性の子育て参加の意識を高めるべく、父親を対象とした家事・育児講座等の開催の充実・拡充に努めます。

また、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、各種保育サービスの充実努めます。

さらに、雇用環境や労働条件の整備、各種制度を利用しやすい職場の風土づくりなど、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業（事業所）の事例を紹介するなど、考え方や重要性などを浸透させるための啓発活動を推進します。

6. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取り組み

取組の内容
①母子の健康の確保 ②子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状や課題】

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が不可欠になります。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、総合的・継続的な母子保健施策の充実が必要です。

また、少子化、核家族化、都市化の進行により、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化し、子ども同士で過ごす機会が減少し、乳幼児に接する機会がないまま親になる世代が増加しています。次代を担う子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めていくため、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健全育成に取り組む必要があります。

【これまでの取り組み】

- ①妊産婦に対しては母子健康手帳の交付や面談、パパママ教室の開催、妊産婦健康診査等、出産後においては保健師および看護師による訪問や産後ケア事業により母子の健康の確保に努めています。また、小児医療については子どもの健康を守る基盤となるため、町内の医療機関をはじめ、近隣市町との連携・ネットワークの構築を図っています。
- ②思春期保健対策として、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を通じて、心の健康相談を実施しています。
また、次代の親の育成を目指し、小中学校における子育てについての理解を深める学習機会の充実や、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報提供に努めています。
 - ・小中学生等を対象とした子育ての理解を深める講座の開催など、男女共同参画社会の学習機会の提供
 - ・道徳教育や心の相談など学校における教育環境の整備
 - ・チャレンジ教室やアンビシャス広場等の体験学習の開催
 - ・町、保育所、学校等を通じた家庭教育・子どもの生活習慣等に関する情報提供及び学習機会の提供

【今後の方向性】

- ・今後も、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保健指導等に取り組みます。
- ・思春期保健対策として、今後もスクールカウンセラーによるカウンセリング等の取り組みの継続実施に努め、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や、心の健康相談等の相談体制の充実に努めます。
さらに、子どもは次代の親となる認識のもと、心豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、学校、家庭、地域が連携しながら長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。



7. 地域で子どもを育むまちづくり

取組の内容

- ①子どもの居場所づくり
- ②地域ぐるみで行う児童の健全育成
- ③世代間交流の促進
- ④子どもの安全確保

【現状や課題】

生活の都市化、核家族化の進行、それに伴う近隣関係の希薄化がますます進んでおり、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも一段と希薄化しつつあります。令和6年5月に町の小中学生対象に行った子どもの居場所に関するアンケートでは「安心してくつろげる場所」「勉強する場所」「遊ぶ場所」が望まれていることが分かりました。

子どもの育児の孤立化を防ぎ、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域における既存の施設や人的資源を活用して、地域ぐるみで子どもと子育て世帯を支えることが必要です。

【これまでの取り組み】

- ①親子で安心して遊べる場として、子育て支援センターではさまざまなイベントを開催しています。他にも、乳幼児学級や家庭教育学級を開設し、同年代の子どもを持つ保護者が集える場を提供しています。
- ②地域ぐるみで行う児童の健全育成については、中央公民館チャレンジ教室で夏休み中のキャンプ等にて交流を図る他、青少年育成町民会議や校区民会議を通じた育成だよりの発行などの活動を行っています。
- ③保育園などにおいて、園児と地域の人々との交流会、祖父母とのふれあい遊び等を推進しています。
- ④子どもが安全に遊んだり、地域でのびのびと育てることができるよう、歩道の設置や拡幅等の道路環境の整備、防犯灯の設置、遊具の安全確保、学校や公共施設のバリアフリー化に取り組んでいます。また、子どもの交通安全や犯罪等の被害から守る活動として、交通安全教室や防犯教室の実施、地域ボランティアや保護者による見守り活動やパトロールを実施しています。

【今後の方向性】

- ①さまざまな体験活動を通して心豊かでたくましい子どもの成長を支援し、今後もこうした子どもの体験活動を地域ぐるみで支援する取り組みを推進していくとともに、既存施設を活用した子どもの居場所づくり、遊び場づくりを推進していきます。
- ②大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守りながら、励ましや助言を行い、地域の連

帯感や教育力を高めていく取り組みを推進していきます。また、こうした活動の継続と活性化を図るため、地域住民の参画を促すとともに、地域内で子どもを取り巻く状況について、学校やPTA、行政等が連携を密にし、情報を共有化することにより、地域ぐるみで児童の健全育成に取り組んでいきます。

- ③今後も、保育園などにおいて、園児と地域の人々との交流会、祖父母とのふれあい遊び等を推進していきます。

また、子どもたちが性別や年齢に関わらず、さまざまな人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいける場の提供を推進していきます。

- ④子どもが安全に安心して遊ぶことができる公園・広場の管理や、安全な道路交通環境の整備、交通安全教育の推進、通学路や公園等における防犯灯や防犯カメラなど危険防止対策の推進に取り組みます。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯教室の実施や防犯パトロール、「子ども見守り隊」による見守り活動や保護者による防犯パトロールなど、地域と連携した子どもの安全確保に取り組むとともに、子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った場合のサポート体制についても検討を進めます。

8. 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、子ども・子育て支援を実施している各機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援が必要となります。特に関係機関が連携する場合には、大刀洗町が主体となりその環境を整備することが重要になってきます。

現在、保育所の園長会や主任保育士会への担当職員の出席や、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援拠点事業の職員なども出席した「れいんぼ一会」を毎月開催し情報共有を行うなどの取り組みを行っております。

また、すべての子どもとその家庭および妊産婦への必要な支援を行うための「こども家庭センター」を令和6年度より開設し、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業などとの連携を強化していきます。今後も、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、大刀洗町が主体となって子育て支援に関わる関係機関と各機関における課題等について議論し、共有するとともに、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ってまいります。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、教育委員会こども課や福祉課、健康課など、関係する部署が広範囲にわたるため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、町やこども家庭センター、子育て支援センター、保育所などの子育て支援拠点だけでなく、広域利用となっている町外の幼稚園、学校、児童相談所などの行政組織や、子育てに関する民間団体・住民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の進行管理

本計画においては、教育・保育に関する事業量の見込みと確保の量、地域子ども・子育て支援事業量の見込みと確保の量を設定しています。こうした事業計画という位置づけからも、計画目標値に対する、各年度の実績を把握し、その結果に基づき、次年度以降の対応を決定していく必要があります。

このため、進行管理の手法として、毎年、こども課の点検・評価に基づいて、「大刀洗町子ども・子育て会議」において評価を行い、その結果を公表していくこととします。

また、評価の段階で、本計画が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合等には、計画の見直しの必要性についても検討することとします。

<参考資料>

○大刀洗町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 1 日条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、大刀洗町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、大刀洗町教育委員会へ委任し、こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○大刀洗町子ども・子育て会議委員名簿

令和6年7月1日

	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	会 長	立 花 幹 夫	菊 池 保 育 園 長	社会福祉法人 宝樹会 代表
2	副会長	永 山 寛	学 識 経 験 者	九州大谷短期大学幼児教育学科 准教授
3	委 員	入 部 祥 子	こ ぐ ま 学 園	社会福祉法人 こぐま福祉会
4	委 員	鳥 羽 清 治	海 の 星 保 育 園 長	社会福祉法人 希望の丘 代表
5	委 員	立 野 みゆき	本 郷 保 育 園 長	社会福祉法人 大刀洗町社会福祉協議会 代表
6	委 員	原 峰 子	お お ぞ ら 保 育 園 長	社) おおぞら会 代表
7	委 員	小 川 幸 代	み ら い と わ 保 育 園 長	企業主導型保育園 園長
8	委 員	酒 井 寿 幸	小 学 校 長 代 表	菊池小学校長
9	委 員	佐 藤 芹 奈	小 学 校 保 護 者	本郷小学校保護者
10	委 員	矢 永 志 保 美	保 育 園 保 護 者	大堰保育園保護者
11	委 員	古 賀 そのみ	主 任 児 童 委 員 代 表	主任児童委員
12	委 員	石 橋 規 子	学 童 保 育 所 代 表	大刀洗学童保育所主任
13	委 員	矢 永 美 和	子 育 て ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	大堰アンビシャス広場 ボランティア副代表
14	委 員	田 中 豊 和	健 康 課 長	
15	委 員	藪 内 真 由	健康支援係長 保健師	

○大刀洗町子ども・子育て会議策定経過

	年 月 日	内 容
第1回	令和6年7月29日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱状交付、会長・副会長選出・令和5年度大刀洗町子ども・子育て支援事業計画 点検及び評価の報告・子育てに関するアンケート調査結果報告・計画策定のスケジュール
第2回	令和6年9月25日	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援ニーズ量の見込みについて・教育・保育事業所アンケート結果報告・子ども・子育て支援事業計画（案）説明
第3回	令和6年10月31日	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援事業計画（案）の修正・追加について
第4回		

